ニセコ町
次世代育成支援対策行動計画

【後期計画】

（平成 22 年度～26 年度）

♪♪

子どもたちの笑顔が輝くまちへ

♪♪

平成22年3月

ニ セ コ 町

目　　次

第１章 計画の策定にあたって ---------- 1

１　計画策定の背景及び目的 ---------- 1

２　計画の期間 ---------- 2

３　関連する計画と位置づけ ---------- 2

４　計画の策定体制 ---------- 2

第２章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題 ---------- 3

１　少子化傾向 ---------- 3

２　国の少子化対策の経緯 ---------- 4

３　地域社会の変化の影響 ---------- 5

４　少子化の要因 ---------- 5

（１）　希望と現実のかい離 ---------- 5

（２）　晩婚化・晩産化 ---------- 6

５　本町の状況 ---------- 7

（１）　人口の推移 ---------- 7

（２）　婚姻等の動向 ---------- 9

（３）　世帯の動向 ---------- 12

（４）　就労状況 ---------- 14

（５）　子育て環境の状況 ---------- 16

（６）　保健事業の実施状況 ---------- 22

（７）　子ども･子育てをめぐる問題の動向 ---------- 23

第３章 前期計画の検証 ---------- 25

１　事業目標量の検証 ---------- 25

２　基盤整備の状況 ---------- 26

（１）　ニセコ町幼児センターの整備について ---------- 26

（２）　地域子育て支援センターの整備 ---------- 26

第４章 計画の目指すもの ---------- 27

１ 基本理念 ----------27

２ 基本的な視点----------28

（１） 子どもの視点 ---------- 28

（２） 次代の親づくりという視点---------- 28

（３） 子育て支援策の質の視点---------- 28

（４） 社会全体で支えるという視点---------- 28

３ 基本目標 ----------29

（１） 安心して子どもを生み、育てられるまちづくり---------- 29

（２） 日々健康を実感し、安心して暮らせるまちづくり---------- 29

（３） ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育むまちづくり---------- 29

４ 重点事業 ----------30

５ 施策の体系----------31

第５章 分野別施策の展開 ---------- 33

１ 安心して子どもを生み、育てられるまちづくり----------33

（１） 地域における子育て支援---------- 33

（２） 職業生活と家庭生活の両立支援---------- 37

２ 日々健康を実感し、安心して暮らせるまちづくり----------39

（１） 支援を必要とする子どもと家庭への支援---------- 39

（２） 親や子どもの健康の確保及び増進---------- 41

（３） 子育てを支援する生活環境の整備---------- 44

（４） 子ども等の安全の確保---------- 46

３ ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育むまちづくり----------48

（１） 子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備---------- 48

（２） 子育て家庭への支援 ---------- 52

（３） 地域社会における子育て支援---------- 53

第６章 目標事業量 ---------- 55

（１） 保育サービスの目標事業量 ---------- 55

（２） 評価指標（アウトカム） ---------- 56

第７章 行動計画の推進にむけて ---------- 57

１ 計画の普及･啓発 ---------- 57

２ 庁内における推進体制の充実 ---------- 57

３ 関係団体･関係機関の連携 ---------- 57

４ 地域社会の役割 ---------- 58

（１） 家庭の役割 ---------- 58

（２） 地域の役割 ---------- 58

（３） 学校の役割 ---------- 58

（４） 行政の役割 ---------- 58

（５） 企業の役割 ---------- 58

資 料 編 ---------- 59

１ アンケート調査のまとめと課題 ---------- 60

（１） アンケート調査の概要 ---------- 60

（２） 調査結果のまとめと課題 ---------- 61

２ 国の少子化対策の経緯 ---------- 73

３ ニセコ町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱 ---------- 75

４ ニセコ町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 ---------- 76

第１章 計画の策定にあたって

１ 計画策定の背景及び目的

◆背景◆

「次世代育成支援対策推進法」（平成17年4月施行、10年間の時限立法）により、地方公共団体及び一般事業主（労働者301人以上）等に「次世代育成支援行動計画」の策定による次世代育成支援のための環境整備が義務づけられてから、5年が経とうとしています。

この間、国では少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため新たな施策に取り組んでいます。

- 平成18年の「新しい少子化対策について」に続いて発表された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、「就労か、出産・子育てか、という二者択一の社会構造の解消」のため、①働き方の改革による仕事と生活の調和の実現、②包括的な次世代育成支援の枠組みの構築（多様な働き方に対応した子育て支援サービスの再構築）を車の両輪として同時並行的に取り組んでいくことが、少子化対策の大きな柱として示されました。
- 次世代育成支援対策推進法の一部改正により、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象が拡大され、一定規模以上（101人以上）の事業主に策定が義務づけられました（平成23年4月施行）。
- 児童福祉法の改正により、平成22年度から研修を受けた保育者が自宅などで子どもを預かる「家庭的保育事業（保育ママ）」が国の制度としてスタートします。
- 育児・介護休業法の改正により父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月までの間に、1年間、育児休業を取得することが可能となりました（パパ・ママ育休プラス）。

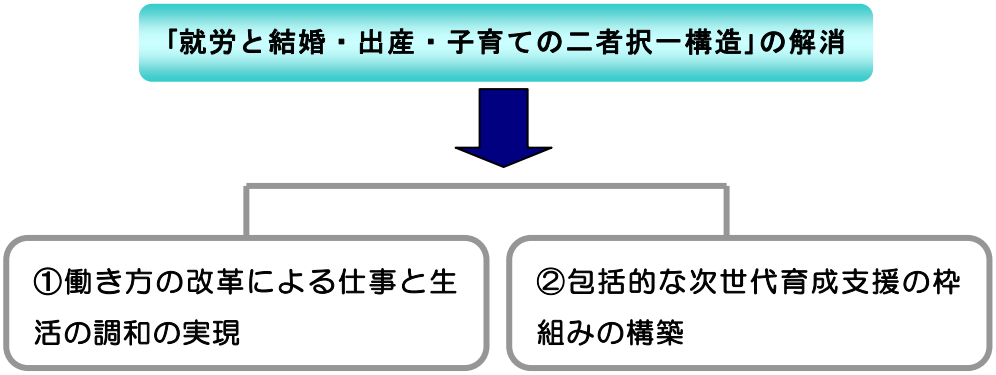

後期計画においては、こうした国の少子化対策の急激な変化に対応しつつ、町の現状に適したさらなる施策を推進・展開していくことが求められます。

目的◆

本町においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「ニセコ町次世代育成支援対策行動計画」（前期計画）を策定し、幼児センター、子育て支援センターをはじめ、子育てに対する支援の強化・拡充に努めてきました。

子どもは「未来の夢」であり、「次代の希望」です。少子化が進む今日、住民が安心して子どもを生み育て、明日のニセコ町をつくる子どもたちがすくすくと育つための「次世代育成支援」は、子どもを持つ家庭のみならず、すべての住民にとって重要な意味をもち、町政の最重要課題の１つです。

そのため、平成22～26年度の５年間における本町の「次世代育成支援」の基本的な考え方や、その考え方の下で、住民や保育・教育従事者、行政が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために、「ニセコ町次世代育成支援対策行動計画」（後期計画）（以下、本計画という。）を策定します。

２　計画の期間

この計画は、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までを計画期間とします。

ただし、国の動向及び保育情勢の変化を踏まえて見直しを行います。

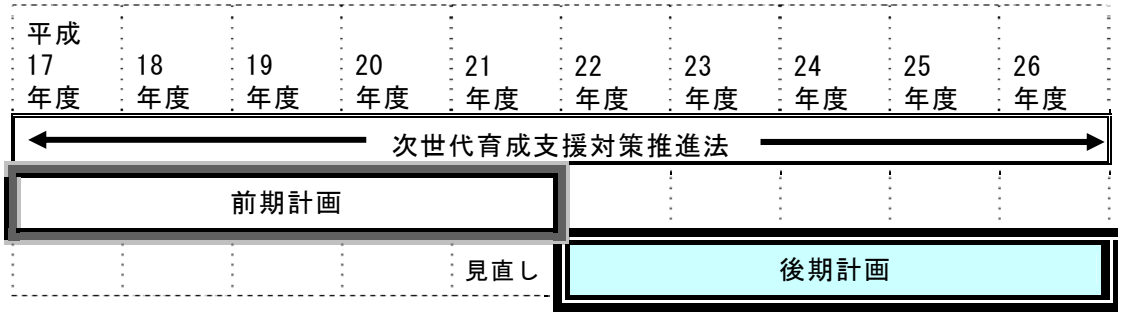

３　関連する計画と位置づけ

この計画は、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定及び次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づき、国の行動計画策定指針を踏まえ策定するものであり、「ニセコ町基本構想」（第4次ニセコ町総合計画）との整合性を保ち、また、関連する各種個別計画とも調和が取れたものとします。

４　計画の策定体制

計画の策定にあたり、子育て家庭の的確なニーズの把握と課題を明らかにするため、「ニセコ町次世代育成支援行動計画を策定するためのアンケート調査」（平成21年6月）を行いました。

計画策定については、関連団体代表や住民代表からなる「ニセコ町次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、策定しました。

第２章　子どもと家庭を取り巻く現状と課題

１　少子化傾向

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降、減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08（人口置換水準）を大きく下回っています。

■わが国の出生数と合計特殊出生率の推移

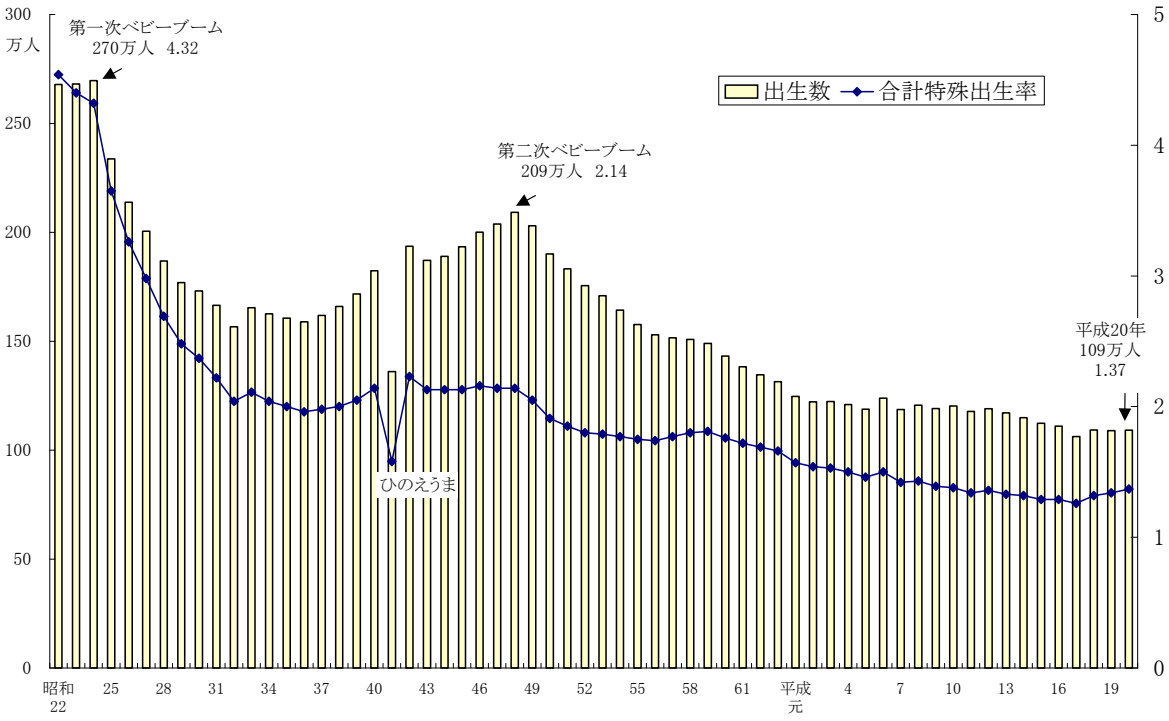

資料：厚生労働省「人口動態統計」

合計特殊出生率とは

その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当します。

人口置換水準とは

長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準のことです。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義しています。

２　国の少子化対策の経緯

わが国では、平成２年の「1.57ショック」を契機に、子どもの数の減少が社会問題として認識され、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定、「子ども・子育て応援プラン」の策定などが進められてきました。

近年は、「働き方の見直し」など雇用政策面の重視や、少子化対策は未来への投資と考え、必要な制度を拡充していく方向が示されています。

■国の少子化対策の経緯

1990(H 2)	●1.57 ショック〔平成元年の合計特殊出生率（1.57）が昭和 41 年丙午の 1.58 を下回る〕
1994(H 6).12	●エンゼルプラン＋緊急保育対策等５か年事業（H7～H11）
1999(H11).12	●少子化対策推進基本方針
1999(H11).12	●新エンゼルプラン（H12～H16）
2001(H13). 7	●仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）
2002(H14). 9	●少子化対策プラスワン
2003(H15). 7	●次世代育成支援対策推進法（H15.7.16 から段階施行）
2003(H15). 7	●少子化社会対策基本法（H15.9.1 施行）
2004(H16). 6	●少子化社会対策大綱
2004(H16).12	●子ども・子育て応援プラン（H17～H21）
2005(H17). 4	●地方公共団体、企業等における行動計画の策定・実施（H17～H21）
2006(H18). 6	●新しい少子化対策について
2007(H19).12	●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章 ●仕事と生活の調和推進のための行動指針
2007(H19).12	●「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
2008(H20). 2	●「新待機児童ゼロ作戦」について
2008(H20). 7	●5 つの安心プラン
2008(H20).11	●社会保障国民会議最終報告
2008(H20).11	●児童福祉法の一部改正
2008(H20).11	●次世代育成支援対策推進法の一部改正
2008(H20).12	●新しい「青少年育成施策大綱」
2009(H21). 6	●育児・介護休業法の改正
2009(H21). 7	●子ども・若者育成支援推進法
2010(H22). 1	●子ども・子育てビジョン

＊：国の少子化対策の経緯の詳細については、資料編を参照ください。

３　地域社会の変化の影響

少子化の進行は、子どもが豊かな人間関係を築いていく機会や場を減少させ、兄弟姉妹や仲間同士のふれあいを通して培われる思いやりや自主性、社会性、創造性などの人格形成を阻害するおそれがあります。

また、社会経済全般にわたり、年金などの社会保障費用にかかる現役世代の負担の増大、若年労働力の減少による生産性の低下や社会活動の停滞などの影響が予想されます。

さらに、核家族化の進行、就労環境の変化、近隣関係の希薄化などの家庭や家庭を取り巻く社会状況の変化を背景に、家庭や地域における子育て力の低下が指摘されています。このような中、親の育児負担感は増大し、今日の社会は、安心して子どもを生み育てることが難しい状況となりつつあります。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域社会全体で次世代を育む仕組みづくりが求められています。

４　少子化の要因

（１）　希望と現実のかい離

出生率の低下は、一般的に非婚化・晩婚化に伴う未婚率の上昇と、既婚女性の子どもの生み方が変化したことによるといわれています。

厚生労働省の社会保障審議会に設けられた「人口構造の変化に関する特別部会」では、国民の結婚や出産・子育てに関する希望と現実のかい離に着目し、このかい離を生み出している要因を整理しました。

結婚の壁は、

- 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性

第１子の出産の壁は、

- 子育てしながら就業できる見通し、仕事と生活の調和の確保の度合い

第２子以降の出産の壁は、

- 夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い

第３子以降の出産の壁は、

- 教育費の負担感

などがあげられています。

こうした状況を踏まえて少子化の原因や背景となる要因に対応し、子ども自身が健やかに成長し、両親が子育てに喜びを見出し、安心して子どもを生み育てることのできる社会を形成していくことが必要です。

（２） 晩婚化・晩産化

初婚年齢が遅くなるという晩婚化が進行すると、それに伴い、出生したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化の傾向があらわれます。高年齢になると、出産を控える傾向にあることから、晩婚化や晩産化は少子化の原因となります。

■平均初婚年齢の推移（資料：厚生労働省「人口動態統計」）

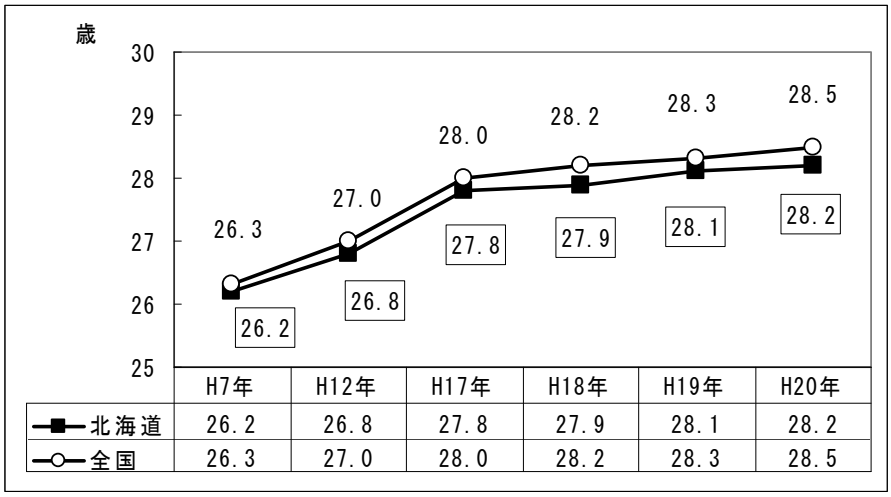

	H7年	H12年	H17年	H18年	H19年	H20年
北海道	26.2	26.8	27.8	27.9	28.1	28.2
全国	26.3	27.0	28.0	28.2	28.3	28.5

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2009版）」

■第1子出生時の母の平均年齢（全国）

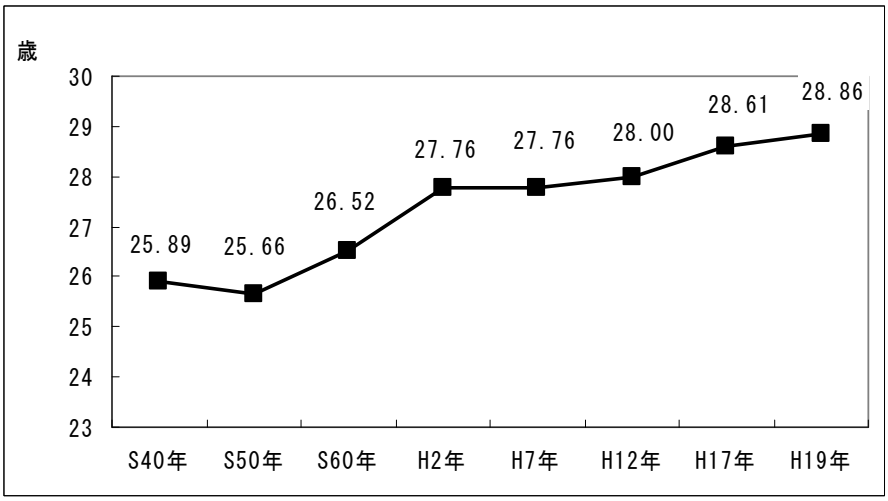

資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2009版）」

５ 本町の状況

（１） 人口の推移

1）総人口の推移

本町の人口は、平成21年4月1日現在、4,654人ですが、本計画の目標年である平成26年には若干増加し、4,728人になることが推計されます。

なお、外国人を除いた推計となっています。

■人口の推移（資料：住民基本台帳４月１日）

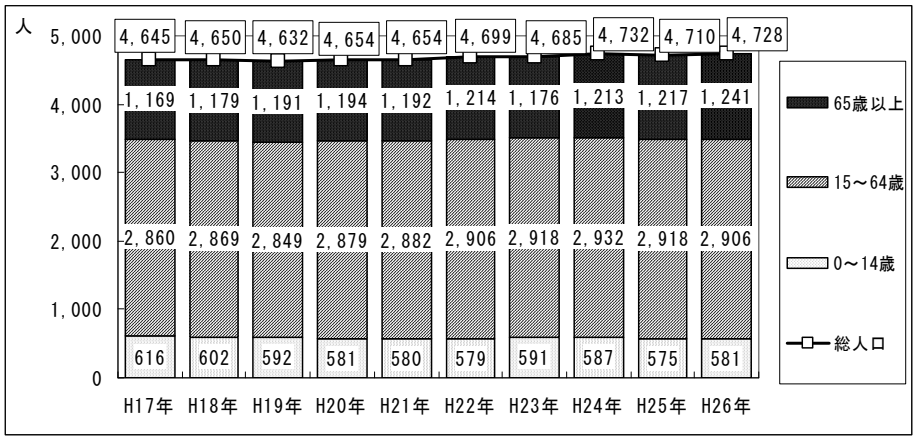

2）人口構成比の推移

年齢区分別の割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合は、平成21年は12.5%で、平成26年には12.3%になることが予測されます。

■人口構成比の推移（資料:住民基本台帳４月１日）

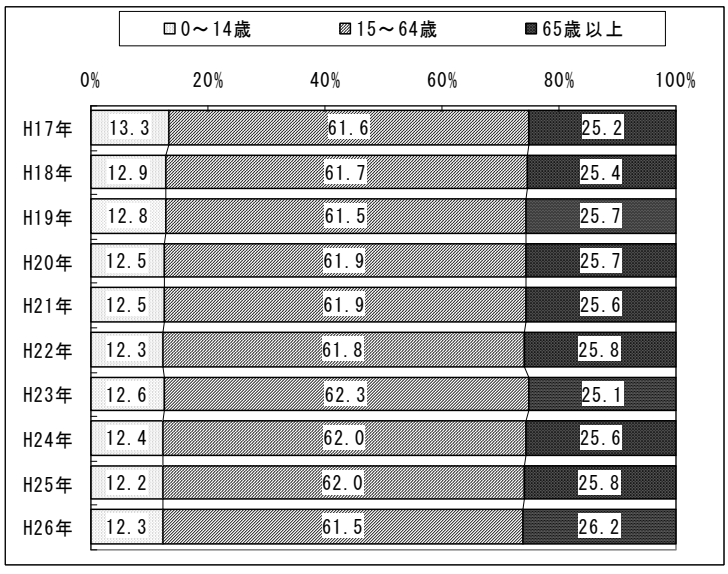

3）児童人口の推移と将来予測

本町の18歳未満の児童数は、平成21年４月１日現在、724人で、後期計画の最終年である平成26年にも同程度の人数と推計されます。

また、国の「新待機児童ゼロ作戦」の最終年である平成29年には、若干減少し、約710人前後になると推計されます。

なお、「０～５歳」（就学前）人口は、平成18年以降出生数が増加していることもあり、平成21年の222人から平成26年には約20人増加することが見込まれます。

■児童人口の推移と将来予測 （実績:住民基本台帳各年4月1日）

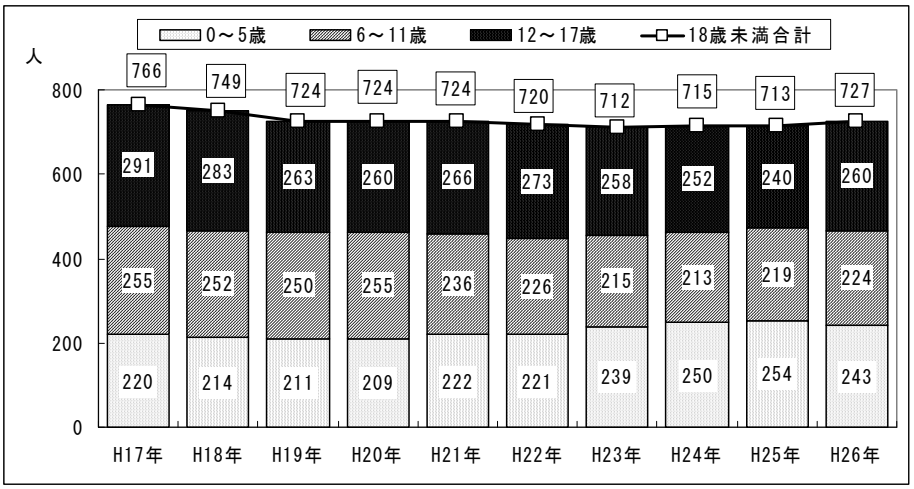

4）出生数と合計特殊出生率

平成16年以降出生数が増加しており、本町の合計特殊出生率は、全国や北海道より高く推移しています。

■出生数と合計特殊出生率の推移　（資料:保健所）

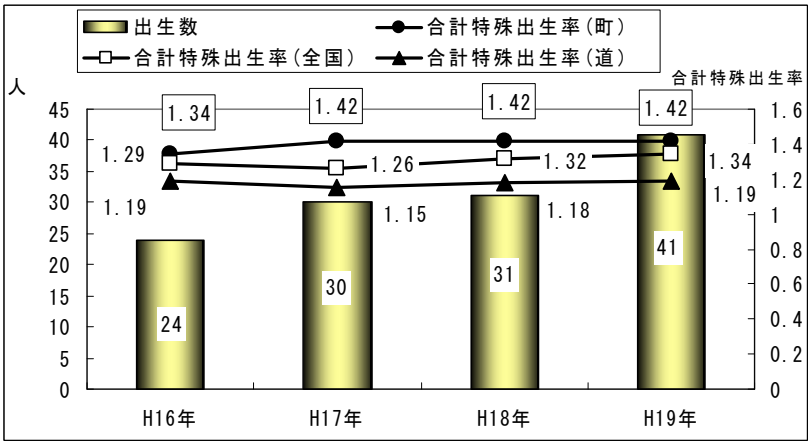

（２） 婚姻等の動向

1）婚姻率と離婚率

平成16年からの婚姻率（対人口千人）の推移をみると、平成18年の婚姻数が26で婚姻率は5.59と高くなっていましたが、平成20年は婚姻数が22で婚姻率は4.73と低くなっています。全国的な値は5.7前後で推移しています。

本町の離婚率は、平成18年以外は、全国的な離婚率（対人口千人）が2以上で推移していることからみても、低いといえます。

■出生数や婚姻件数等

区　　分		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
出産等	出生数	24	30	31	41	34
	出生率（人口千対）	5.21	6.46	6.67	8.85	7.31
	死　産	2	3	1	0	1
	新生児死亡	0	0	0	0	0
	周産期死亡	1	0	1	1	1
婚姻等	婚姻件数	17	24	26	25	22
	婚姻率（人口千対）	3.69	5.17	5.59	5.40	4.73
	離婚件数	8	9	12	8	4
	離婚率（人口千対）	1.74	1.94	2.58	1.73	0.86

■婚姻率と離婚率の推移

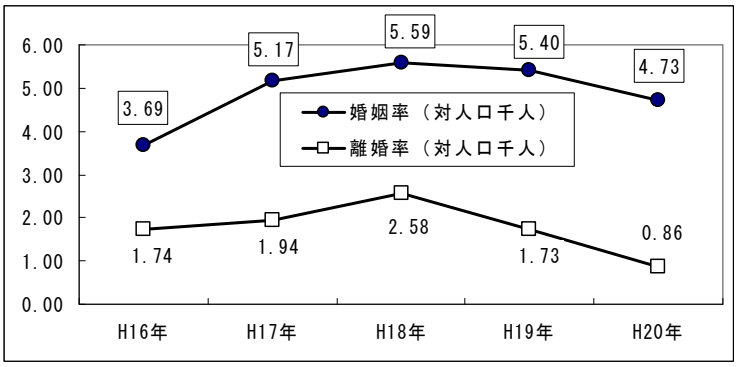

2）未婚率

国勢調査のデータからみると、本町の未婚率は、男女ともに上がる傾向にあります。特に「30～34歳」の女性の場合、平成2年の15.1％から平成17年では32.6％と2倍になっています。この平成17年の本町の未婚率を全国や道のデータと比較すると、非常によく似た傾向となっています。

なお、「30～34歳」という年齢階層は、平成20年では出生率が最も高い階層です。

子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半であるわが国おいて、結婚しない人の割合が増加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることになります。

■男性未婚率の推移（資料:国勢調査）

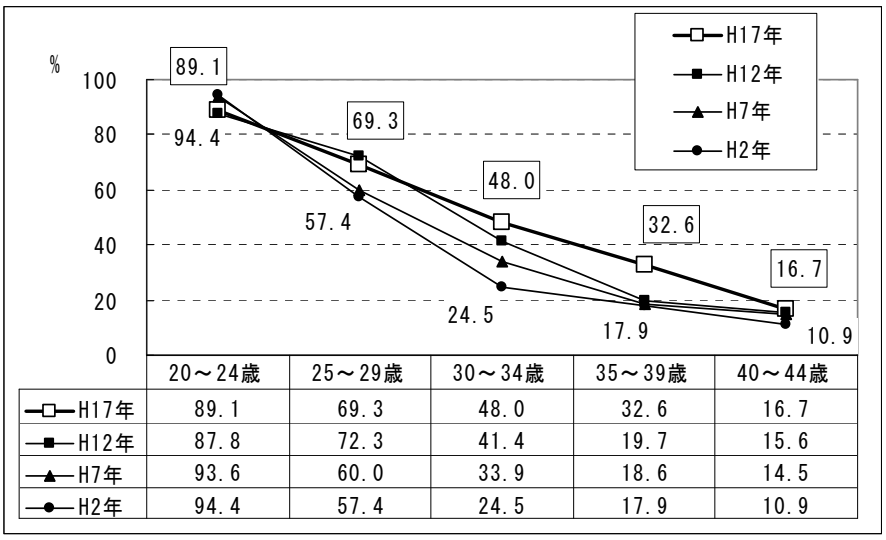

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H17年	89.1	69.3	48.0	32.6	16.7
H12年	87.8	72.3	41.4	19.7	15.6
H7年	93.6	60.0	33.9	18.6	14.5
H2年	94.4	57.4	24.5	17.9	10.9

■女性未婚率の推移（資料:国勢調査）

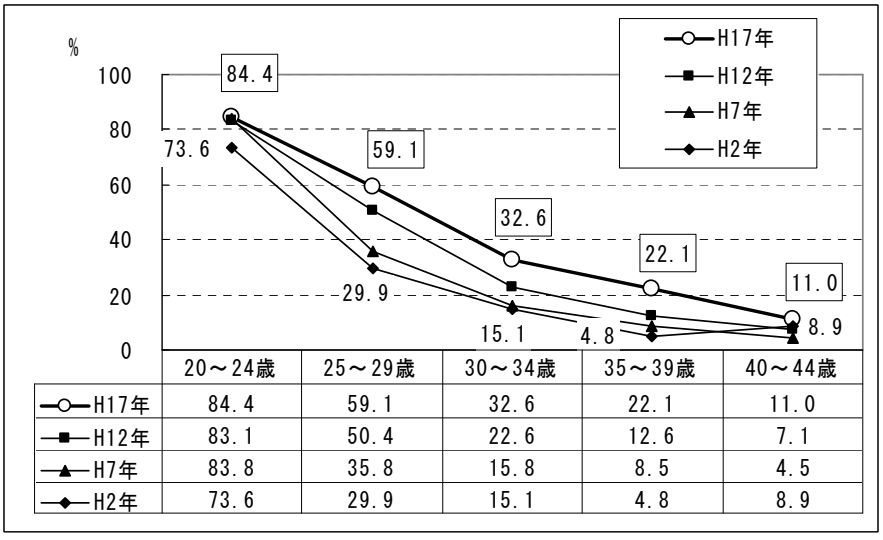

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
H17年	84.4	59.1	32.6	22.1	11.0
H12年	83.1	50.4	22.6	12.6	7.1
H7年	83.8	35.8	15.8	8.5	4.5
H2年	73.6	29.9	15.1	4.8	8.9

■男性の未婚率の比較（資料：平成17年国勢調査）

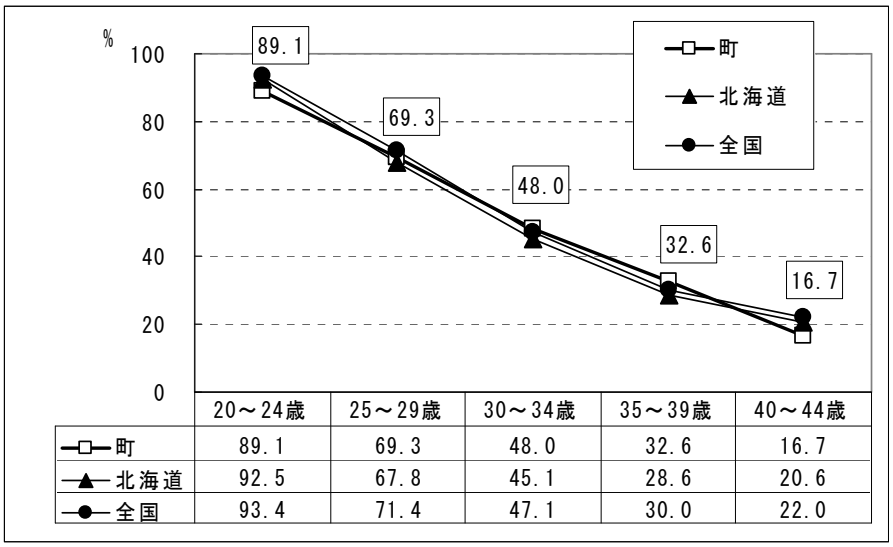

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
町	89.1	69.3	48.0	32.6	16.7
北海道	92.5	67.8	45.1	28.6	20.6
全国	93.4	71.4	47.1	30.0	22.0

■女性の未婚率の比較（資料：平成17年国勢調査）

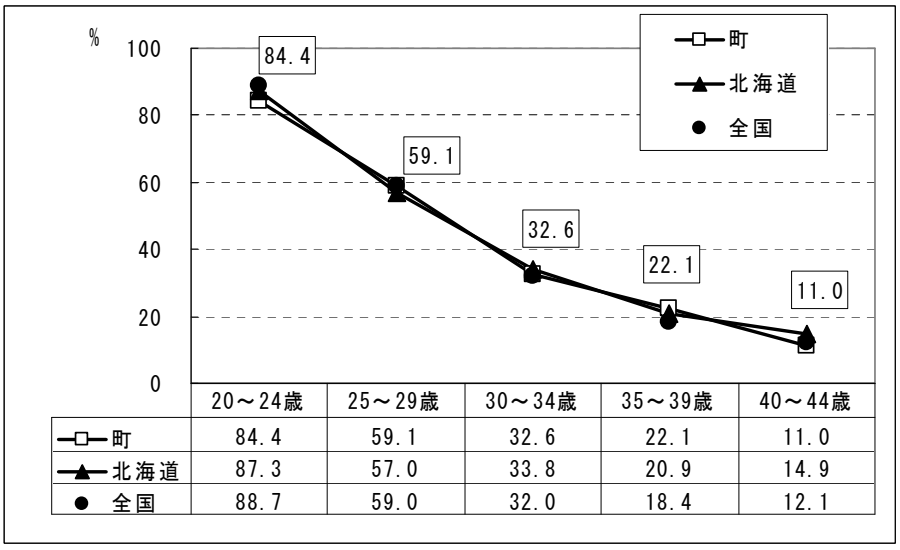

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳
町	84.4	59.1	32.6	22.1	11.0
北海道	87.3	57.0	33.8	20.9	14.9
全国	88.7	59.0	32.0	18.4	12.1

（３） 世帯の動向

1）世帯数と世帯構成の推移

平成17年の国勢調査によると、本町の一般世帯のうちの親族世帯数は1,279世帯です。うち18歳未満の子どものいる世帯は434世帯、親族世帯数の33.9%、6歳未満の子どものいる世帯は162世帯、親族世帯数の12.7%で、子どものいる世帯の占める割合は年々減少しています。

子どものいる世帯を家族類型別にみると、核家族世帯が18歳未満の子どものいる世帯では74.7%を、6歳未満の子どものいる世帯では77.2%を占めています。また、18歳未満の子どものいる世帯の核家族世帯のうち、ひとり親世帯が6.5%を占め、その割合は、全国や道と比べ低くなっていますが、増加傾向にあります。

■世帯数の推移　（単位：世帯）

区　分	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年
一般世帯（親族世帯）（A）	1,168	1,224	1,226	1,279
18歳未満の子どものいる世帯（B）	488	492	450	434
B/A(%)	(41.8)	(40.2)	(36.7)	(33.9)
6歳未満の子どものいる世帯（C）	203	191	189	162
C/A(%)	(17.4)	(15.6)	(15.4)	(12.7)

資料：国勢調査

■世帯の家族類型の推移　（単位：世帯）

区　分	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年
18歳未満の子どものいる世帯（A）	488	492	450	434
核家族世帯（C）	285	319	312	324
C/A(%)	(58.4)	(64.8)	(69.3)	(74.7)
ひとり親世帯（G）	22	29	29	28
G/A(%)	(4.5)	(5.9)	(6.4)	(6.5)
三世代・その他家族世帯（D）	203	173	138	110
D/A(%)	(41.6)	(35.2)	(30.7)	(25.3)
うち6歳未満の子どものいる世帯（B）	203	191	189	162
核家族世帯（E）	123	136	139	125
E/B(%)	(60.6)	(71.2)	(73.5)	(77.2)
ひとり親世帯（H）	2	7	0	2
H/B(%)	(1.0)	(3.7)	(0.0)	(1.2)
三世代・その他家族世帯（F）	80	55	50	37
F/B(%)	(39.4)	(28.8)	(26.5)	(22.8)

資料：国勢調査

■国勢調査における世帯の種類の分類

世　帯	一般世帯	Ａ：親族世帯	Ⅰ：核家族世帯
			Ⅱ：その他の親族世帯
		Ｂ：非親族世帯	
		Ｃ：単独世帯	
	施設等の世帯		

■18歳未満の子どものいる世帯等の比較（資料:国勢調査）

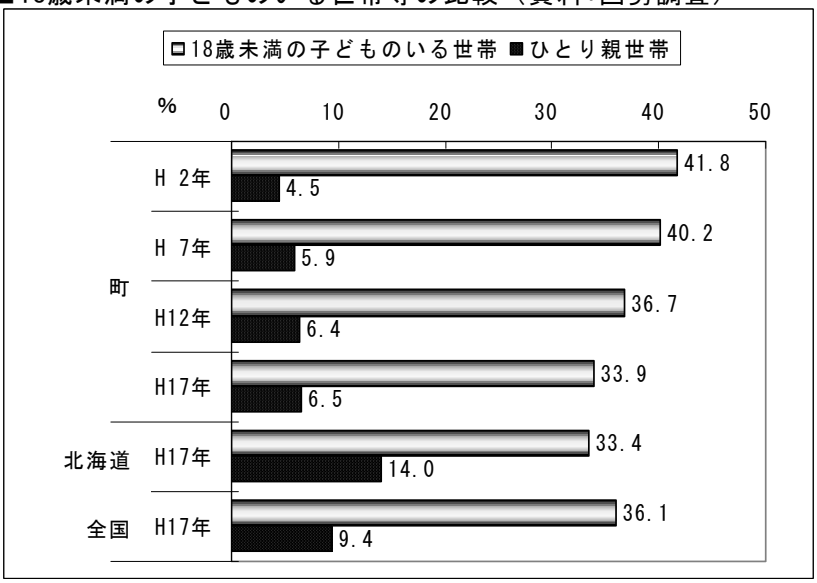

2）世帯人員等の推移

平成17年の国勢調査によると、本町における1親族世帯あたりの平均人員は3.1人です。

■世帯数と平均世帯人員の推移（資料:国勢調査）

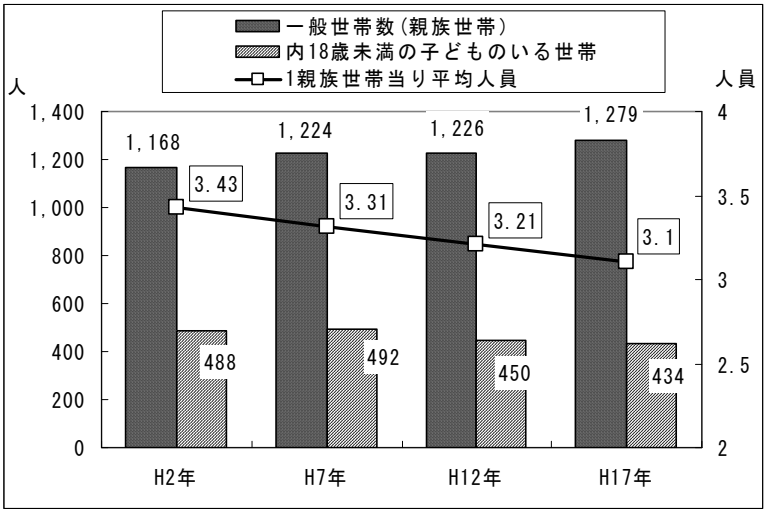

（４） 就労状況

1）年齢別就業率の推移

本町の女性の年齢階層別就業率（就業人口の階層別人口に対する割合）は、全国や北海道と比較して高く、平成17年の「30～34歳」の割合が平成12年と比較すると約20ポイント上昇し、M 字型から欧米諸国の台形型へと近づきつつあります。しかし、このことは国全体の傾向と同様に、必ずしも労働環境の改善や保育サービスの充実により女性が仕事を続けやすくなったということでもなく、「30～34歳」の女性の未婚率の上昇や早くに結婚しても子どもをつくらないケースが多くなったことも要因として考えられます。

■ニセコ町女性就業率の推移（資料:国勢調査）

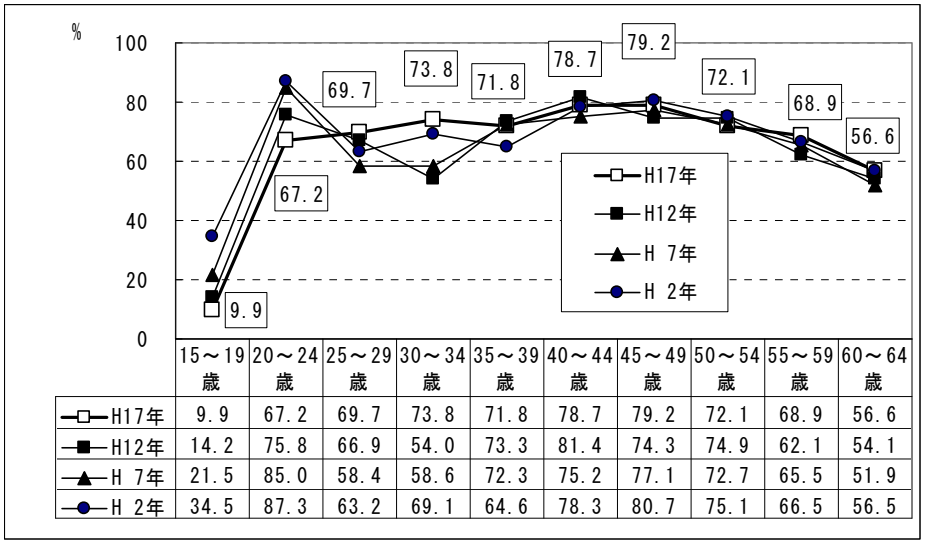

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
H17年	9.9	67.2	69.7	73.8	71.8	78.7	79.2	72.1	68.9	56.6
H12年	14.2	75.8	66.9	54.0	73.3	81.4	74.3	74.9	62.1	54.1
H 7年	21.5	85.0	58.4	58.6	72.3	75.2	77.1	72.7	65.5	51.9
H 2年	34.5	87.3	63.2	69.1	64.6	78.3	80.7	75.1	66.5	56.5

■女性就業率の比較（資料:平成17年国勢調査）

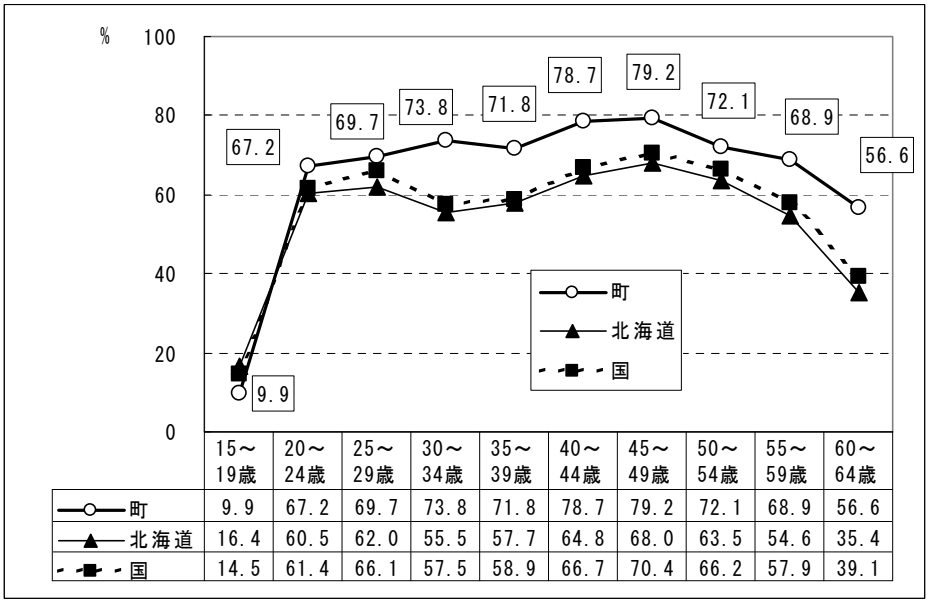

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
町	9.9	67.2	69.7	73.8	71.8	78.7	79.2	72.1	68.9	56.6
北海道	16.4	60.5	62.0	55.5	57.7	64.8	68.0	63.5	54.6	35.4
国	14.5	61.4	66.1	57.5	58.9	66.7	70.4	66.2	57.9	39.1

2）産業構造別就業割合の推移

平成 17 年の国勢調査によると、女性の場合、第 3 次産業就業割合が高く、70%を超えています。

女性の第 3 次産業の内訳をみると、「飲食店、宿泊業」が 29.4%、「卸売・小売業」が 22.2%となっています。

■産業構造別就業割合の推移（資料:国勢調査）

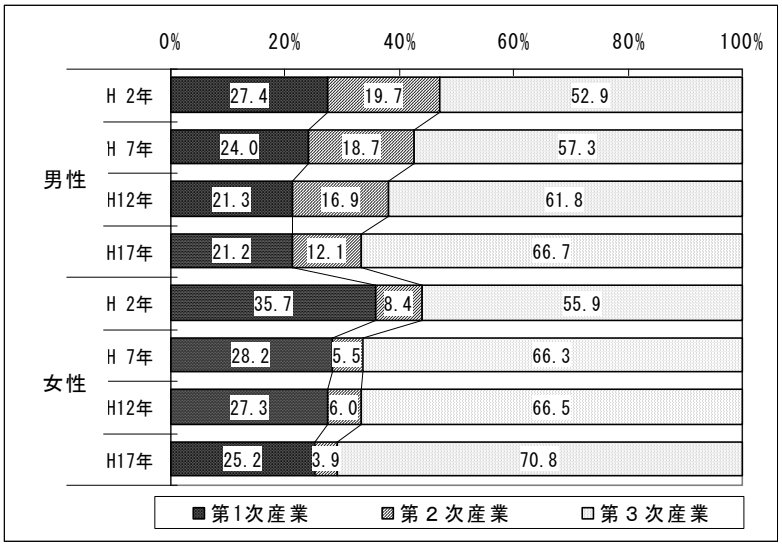

■女性の第3次産業の内訳（資料:平成17年国勢調査）

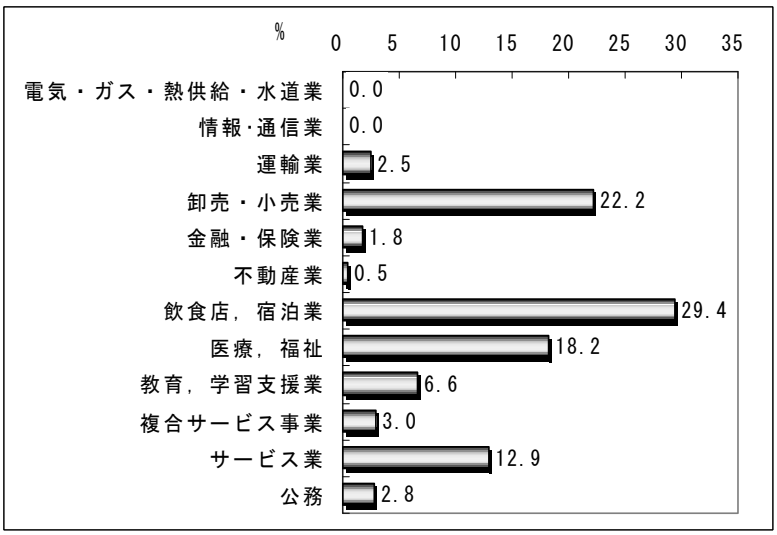

（５） 子育て環境の状況

1）幼児センターの状況

① 長時間型保育（保育所）の状況

幼児センターの長時間型保育の園児数の推移は次の表のとおりです。入所児童数は平成 19 年以降０歳児が増え、平成 21 年では 82 人で、定員 90 人に対する充足率は 91%です。これは平成 21 年４月１日現在の就学前人口 222 人の 37%にあたります。

■保育所の入所数等の推移(各年4月1日現在)

区　分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育園数		1	1	1	1	1	1
定員数		90	90	90	90	90	90
入所児童数		82	83	77	82	76	82
内訳	産休明け～6か月	0	0	0	0	0	0
	0歳児	0	0	0	4	5	5
	1歳児	12	12	6	12	8	12
	2歳児	13	15	18	4	15	13
	3歳児	16	18	14	26	6	18
	4歳児	21	16	20	16	25	9
	5歳児	20	22	19	20	17	25
保育士数（うちパート）		8（1）	8（1）	8（1）	11（5）	11（5）	12（5）
待機児童数		2	2	2	0	0	0
障がい児保育	実施箇所数	0	0	0	1	1	1
	利用児童数	0	0	0	1	1	1

■保育事業の状況（平成20年度）　（単位：人）

区　分	認可定員	年齢区分							月平均	平均充足率(%)
		０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計		
ニセコ幼児センター	90	5	12	13	18	9	25	82	82	91.1
前年度計	90	5	8	15	6	25	17	93	93	103.3
対前年度比(%)		100	150	86.7	300.0	36.0	147.1	88.2	88.2	-

（資料:幼児センター）

② 短時間型保育（幼稚園）の状況

ニセコ幼児センターの短時間型保育（幼稚園）の園児数は次のとおりです。平成21年では46人、これは「３～5歳」児童数105人の43.8%です。

■園児数の推移　（単位：人）

区　分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
３歳児年少	0	0	0	11	11	14
４歳児年中	13	15	26	10	18	15
５歳児年長	11	14	15	24	10	17
合　計	24	29	41	45	39	46

■保育形態の内容（要件等）

区　分	短時間型保育（幼稚園）	長時間型保育（保育所）
対象年齢	3～5 歳児	0～5 歳児
要　件	右記以外の人	保育に欠けること
保育時間	通常保育: 8 時 30 分～13 時 30 分 預かり保育:13 時 30 分～16 時 30 分	時間外保育: 8 時～8 時 30 分 基本保育：8 時 30 分～16 時 30 分 時間外保育:16 時 30 分～18 時 一時保育：9 時 30 分～16 時
休業日	土曜、日曜、祝日、年末年始 夏季・冬季・春季・保育始休業	日曜、祝日・年末年始 学年末休業（土曜日は協力保育）

③ 預かり保育の状況

保護者の要請に応じ幼稚園の課程終了後も引き続き園児の保育を行う事業です。設定時間は短時間型過程終了後３時間以内（午後１時 30 分～午後４時 30 分）、月 10 回以内の利用です。

平成 20 年度前半の利用状況は、月平均 2～3 人が５日前後の利用となっています。

2）地域子育て支援センター（おひさま）事業

地域子育て支援センターは、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。

ニセコ町地域子育て支援センター“おひさま”は、ニセコ町幼児センターに併設されています。おひさまの開放、子育て相談、サークル活動の支援の他に、一時預かり保育も実施しています。

また、毎月おひさま便りを発行しています。

■育児サークルの活動状況

区　　分	平　成 16 年度	平　成 17 年度	平　成 18 年度	平　成 19 年度	平　成 20 年度
サークル数	2	2	2	1	1
児童登録数	32	28	31	12	10

■おひさま開放参加者人数（平成20年度）

回数 （回）	組数 （組）	参加人数（人）		内　訳					
		大人	子ども	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	その他
226	4,809	2,264	2,545	381	1,018	637	509	0	0

①　一時預かり事業（一時保育）

児童福祉法の改正により平成21年（2009）年4月1日以降、これまでの「一時保育」は保育所等の行う「一時預かり事業」となりました。（児童福祉法第６条２の第７項）

緊急かつ一時的に保育が必要と認められる場合（通院・入院・災害・事故、冠婚葬祭など）に短時間型・長時間型に入園していない子どもを保育します。

対象は町内在住の1歳3か月以上の子どもで、月12日以内の利用（午前9時30分～午後4時）です。

平成19年度の利用状況は、延べ利用者が20人、利用日数は22日でした。

3）放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町の学童保育の状況は、次の表のとおりです。

■学童保育の状況（各年４月1日現在）

区　　分	平　成 16 年度	平　成 17 年度	平　成 18 年度	平　成 19 年度	平　成 20 年度	平　成 21 年度
総　児　童　数	126	140	138	129	112	116
児童クラブ数	1	1	1	1	1	1
在　籍　者　数	24	30	40	40	36	36
在籍割合（%）	(19.0)	(21.4)	(29.0)	(31.0)	(32.1)	(31.0)

■学童保育の実施状況（平成21年4月1日現在）

区　　分		ニセコ町学童保育所
開設時間	平　　日	13 時 00 分～18 時 00 分
	土　曜　日	8 時 00 分～18 時 00 分
	長期休業期間	8 時 00 分～18 時 00 分

4）児童･生徒の状況

本町には、現在、小学校が2校、中学校が1校、高校が１校あります。児童･生徒数は小学校、中学校ともに減少傾向にあります。

■学校数、児童･生徒数等の推移　（単位：人）

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
小学校	学校数	3	3	2	2	2	2
	学級数	15	14	11	11	12	11
	特別支援学級	1	1	3	3	4	4
	児童数	266	249	250	248	252	236
	教員数	28	26	22	24	26	25
中学校	学校数	1	1	1	1	1	1
	学級数	6	6	6	6	5	5
	特別支援学級	0	0	0	0	0	0
	児童数	133	141	135	132	115	127
	教員数	13	13	14	13	11	12
高校	学校数	1	1	1	1	1	1
	学級数	4	4	4	4	4	4
	生徒数	107	106	112	109	107	107
	教員数	11	11	11	11	11	11

教員数：本務者

特別支援学級：小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のことである。学校教育法（昭和22年法律第26号）の第81条に規定があり、これに基づいた学級のため、81条学級ともいうこともある。

5）放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室とは、すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの居場所を提供し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの取組みをするものです。

本町の放課後子ども教室の状況は、次の表のとおりです。

■放課後子ども教室の状況（各年4月現在）

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総児童数	266	249	250	248	252	236
登録者数	0	0	0	23	27	35
利用割合（%）	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(9.3)	(10.7)	(14.8)

■放課後子ども教室の実施状況（平成21年4月1日現在）

実施場所	ニセコ町公民館
実施回数等	57回

６）地域における子育て支援の整備状況

■子どもと親のための社会資源・地域組織活動

施設及び団体等		活動内容	担当課
施設	地域子育て支援センター （ニセコ町幼児センターに付設）	• 子育て相談事業 • 親同士の情報交換の場 • 情報の提供 • 子育てサークル育成･支援事業	教育委員会幼児センター
	ニセコ町幼児センター	• 通常保育サービス	教育委員会幼児センター
	ニセコ町学習交流センターあそぶっく	• 本や読書を通しての学習及び交流活動の場	教育委員会町民学習課
	ニセコ町学童保育所	• 放課後児童クラブ	保健福祉課
人材	民生委員･児童委員(主任児童委員)活動	• 子どもをめぐるさまざまな問題についても相談活動 • 行政機関とのパイプ役 • 地域のネットワークづくり	保健福祉課
団体	社会福祉協議会	• 心配ごと相談	ニセコ町社会福祉協議会
	老人クラブ	• 世代交流等	教育委員会町民学習課
	ニセコ町交通安全協会	• 登下校時の交通安全街頭指導	町民生活課
	あそぶっくの会	• 絵本の読み聞かせ	教育委員会町民学習課

■民生委員児童委員活動状況　（単位：人、件）

区　分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
民生委員児童委員数	15	15	15	15	15
主任児童委員数	2	2	2	2	2

■青少年団体等の状況

区　分	各種団体			
	スポーツ少年団		ＰＴＡ（小学校･中学校）	
	団体数	会員数	団体数	会員数
平成16年度	11	225	4	279
平成17年度	11	251	4	273
平成18年度	8	189	3	250
平成19年度	8	169	3	247
平成20年度	8	185	3	238

■スポーツ少年団の活動状況（平成21年4月現在）　（単位:人）

団体名	会員数	団体名	会員数
柔道少年団	28	スキー少年団	37
剣道少年団	17	陸上少年団	18
野球少年団	23	バレーボール少年団	13
バドミントン少年団	22	サッカー少年団	24

■公園の整備状況(平成21年4月1日現在)

公園名	所在地	遊具	砂場	ベンチ	水のみ場	トイレ	その他
ニセコ町農村公園	ニセコ町字富士見	○	○	○	○	○	
中央団地児童公園	ニセコ町字中央通	○	○	○			
のぞみ団地児童公園	ニセコ町字本通	○	○	○			
本通Ｂ団地児童公園	ニセコ町字本通	○	○	○			
富士見団地児童公園	ニセコ町字富士見	○	○	○			
さくら団地児童公園	ニセコ町字富士見	○		○			
望羊団地児童公園	ニセコ町字有島	○	○	○			
羊蹄団地児童公園	ニセコ町字有島	○	○	○			

（６）　保健事業の実施状況

■定期健康診査の受診状況　（単位：人）

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳児健診	対象者数	127	78	110	151	144
	受診者数	105	64	96	130	130
	受診率(%)	(82.6)	(82.1)	(87.3)	(86.1)	(90.3)
1歳6か月児健診	対象者数	31	34	23	31	48
	受診者数	24	27	23	30	44
	受診率(%)	(77.4)	(79.4)	(100.0)	(96.8)	(91.7)
3歳児健診	対象者数	44	37	44	27	32
	受診者数	35	35	40	25	30
	受診率(%)	(79.5)	(94.5)	(90.9)	(92.6)	(93.8)
療育指導	受診者数	4	6	5	6	4

■乳幼児歯科健康診査の実施状況　（単位：人）

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
1歳6か月児	受診者数	27	34	22	27	39
	う歯あり	1	0	0	1	0
	罹患率(%)	(3.6)	(0.0)	(0.0)	(3.7)	(0.0)
3歳児	受診者数	34	31	42	22	29
	う歯あり	6	11	7	3	5
	罹患率(%)	(17.6)	(35.4)	(16.6)	(13.6)	(17.3)

■訪問相談等の実施状況　（単位：件）

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
母子健康手帳交付	交付件数	23	36	42	36	39
妊産婦訪問指導	訪問件数	46	38	47	54	50
乳幼児訪問指導	訪問件数	40	25	41	46	45

■相談･指導等の実施状況　（単位：回、人）

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
マタニティ教室	開催回数	3	3	4	4	4
	延参加人数	12	9	21	18	25
乳幼児健康相談	開催回数	4	4	4	4	4
	延参加人数	88	82	74	166	100
乳幼児栄養相談（育児セミナー）	開催回数	2	2	2	2	2
	延参加人数	14	12	21	24	23
育児不安早期把握事業	開催回数	6	4	4	8	8
	延参加人数	33	17	37	43	37

■乳幼児医療費支給状況　（単位：件、円）

区　分		平　成 16 年度	平　成 17 年度	平　成 18 年度	平　成 19 年度	平　成 20 年度
受給者証交付件数		237	213	248	272	471
医療費支給件数		1,921	2,343	2,531	2,757	3,169
内訳	入　院	40	48	60	57	41
	通　院	1,881	2,295	2,471	2,700	3,128
支　給　額（千円）		3,617	4,792	5,210	5,516	4,895
１件当たり平均額（円）		1,883	2,045	2,059	2,001	1,545

（７）　子ども･子育てをめぐる問題の動向

1）いじめ･不登校･少年非行等の状況

本町のいじめの件数等は、次の表のとおりです。

暴力行為や携帯電話等による「新しい形のいじめ」や不審者被害など、今日的な問題行動等への学校、家庭、地域、関係機関等が一体となった対応と充実が求められています。

■いじめ･不登校･少年非行等の件数　（単位：件）

区　分	平　成 16 年度	平　成 17 年度	平　成 18 年度	平　成 19 年度	平　成 20 年度
いじめ件数	0	0	3	3	2
不登校件数	0	0	0	1	1
少年非行件数	0	0	0	0	0
子どもの犯罪件数	0	0	0	0	0
子どもの事故被害件数（交通事故）	0（0）	0（0）	0（0）	1（1）	0（0）
「心の教室相談員」相談件数	0	0	0	0	0

資料：教育委員会調べによる。

２）児童虐待相談取り扱い件数

全国的には急増している児童虐待の相談件数ですが、本町においては、下記の表のとおりです。平成18年度以降は、本町の相談件数はありません。

■児童虐待相談取り扱い件数　（単位：件）

区　分	平　成 16 年度		平　成 17 年度		平　成 18 年度		平　成 19 年度		平　成 20 年度	
	管内	町内	管内	町内	管内	町内	管内	町内	管内	町内
身体的虐待	42	0	32	1	27	0	67	0	65	0
保護の怠慢	37	1	44	0	25	0	97	0	94	0
性的虐待	3	0	5	0	4	0	0	0	3	0
心理的虐待	17	0	25	0	3	0	38	0	87	0
合　計	99	1	106	1	59	0	202	0	249	0

資料：児童相談所
※管内とは、北海道中央児童相談所管内〔石狩支庁（札幌市を除く）及び後志支庁〕

■児童虐待相談の処理件数（全国）　資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

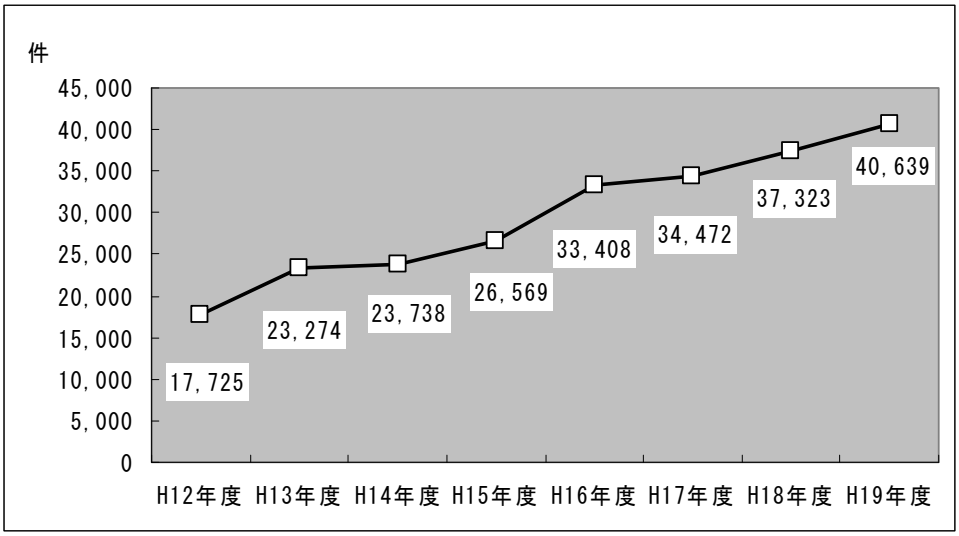

児童虐待とは、親又は親に代わる保護者等による以下の行為

１．身体的虐待：生命・健康に危険のある身体的な暴行

２．保護の怠慢（ネグレクト）：保護者の怠慢や拒否により健康的状態や安全を損なう行為

３．性的虐待：性交、性的暴行、性的行為の強要

４．心理的虐待：暴言や差別などの心理的外傷を与える行為

第３章 前期計画の検証

1 事業目標量の検証

前期行動計画では次の目標値を設定して、施策に取り組んできました。

実施できていない事業については、後期行動計画期間中に、継続して実施を検討していきます。

事業名	区分	平成 21 年度	
		目標事業量	現状
ファミリー・サポート・センター事業	設置箇所数	1 か所	未実施
放課後児童健全育成事業	設置箇所数	1 か所	1 か所
	定　員　数	40 人	40 人
一時保育事業(一時預かり事業)	設置箇所数	1 か所	1 か所
つどいの広場事業	設置箇所数	1 か所	未実施
地域子育て支援センター事業	箇　所　数	1 か所	1 か所
通常保育事業	定　員　数	100 人	90 人
延長保育事業	設置箇所数	1 か所	未実施
	定　員　数	30 人	
休日保育事業	設置箇所数	1 か所	未実施
	定　員　数	30 人	
0 歳児保育	設置箇所数	1 か所	1 か所
	定　員　数	5 人	5 人
幼保総合施設整備事業	設置箇所数	1 か所	1 か所
幼稚園における預かり保育	設置箇所数	1 か所	1 か所
子育てマップの作成	作成・配布年度	平成 16 年度作成 継続	平成 20 年 3 月 更新
保育所のサービス評価の実施	評価の実施年度	平成 16 年度実施 継続	平成 21 年度 実施

２　基盤整備の状況

（１）　ニセコ町幼児センターの整備について

ニセコ町幼児センター（愛称：きらっと）は、平成19年4月1日に開設されました。

幼稚園・保育所・子育て支援センターの3つの機能を一体化した地域の子育ての拠点となる施設で、子どもたちの年齢・発達に応じた幼児教育・保育を行います。

家庭・学校・地域の関係機関などと連携を図りながら子どもを育む環境づくりに努めています。

定員は150名（短時間型60名、長時間型90名）です。

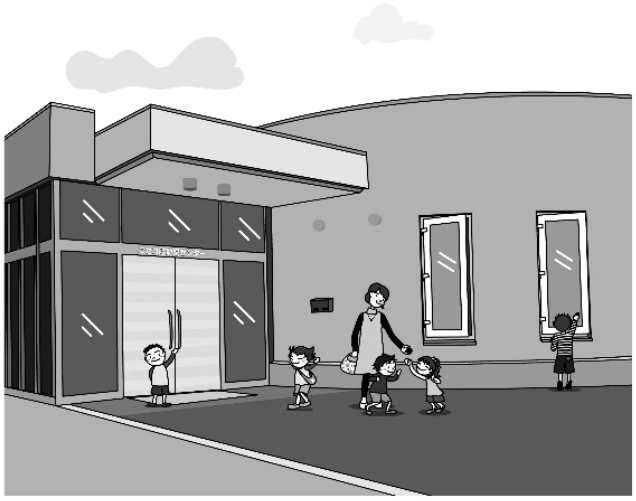

（２）　地域子育て支援センターの整備

ニセコ町地域子育て支援センター（愛称：おひさま）は、平成19年4月1日に、ニセコ町幼児センターに併設し、開設されました。

幼児センターに通っていない子どもと保護者を対象に、おひさま開放、サークル活動の支援、子育て相談、一時預かり、子育て情報の提供などを行っています。

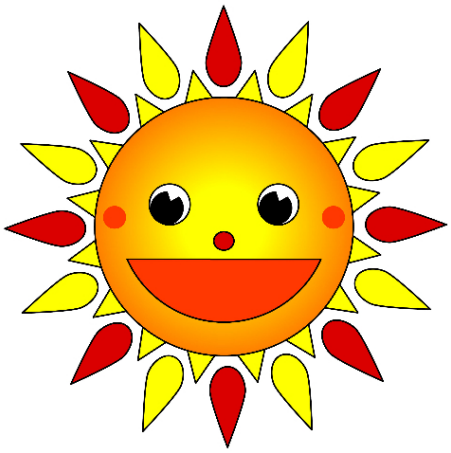

第４章　計画の目指すもの

後期行動計画において、前期行動計画の「基本理念」及び「基本目標」を受け継ぐこととします。

１　基本理念

前期行動計画では、ニセコ町の将来像を**「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」**としました。後期行動計画においてもこの理念を引き継ぎ、誰もが健康で、安心して暮らせるための仕組みを家庭と地域で築いていくことを目指します。そして、将来のニセコを担う大切な子どもたちが、心豊かでたくましく、常に成長する気持ちを忘れない大人へと育つことを目指します。

■　想いに向かって歩き出せる人を育てます。

ニセコに住むすべての人が一人ひとりの違いを認め合い、充実して生き生きと輝く毎日を過ごせるために、お互いに助け合うことが目標の１つです。

そのため、自分のまち「ニセコ」への愛情を持ち、自然や文化、人との交流を楽しみ、チャレンジ精神と常に成長する気持ちを忘れない、生き方に誇りを持てる人づくりを目指します。

■　家庭と地域の安心を支えます。

一人ひとりが、お互いの個性や自立する心を尊重しながら、お互いに助け合い、心の安らぎと生きる喜びを感じられることが目標の１つです。

そのために、家庭や地域で誰でも社会参加できる仕組みや、健康で安心して暮らせる地域を築くことを目指します。

２　基本的な視点

（１）　子どもの視点

ニセコ町まちづくり基本条例11条では、「満20未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する」と規定しています。『満20歳未満の青少年及び子どもにも、その年齢に応じた参加の形態が必要であり、その意見は町の重要な財産となる。こうした子どもたちの参加の権利が保障されるべきである。』というのがニセコ町の基本スタンスです。

このようなニセコ町まちづくりについての基本姿勢に基づき、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう、子育て支援策の取組みを推進します。

（２）　次代の親づくりという視点

家族の形態は、多世帯が同居する大家族から核家族へと変化しており、子育ての実践的知識や方法が継承されにくくなってきています。このため、家庭における子育て支援、特に相談・支援体制を充分に考えながら、若い世代の育成を進めていく必要があります。

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、将来自立し安心して家庭を持つことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全育成のための取組みを進めます。

（３）　子育て支援策の質の視点

保護者などが安心して支援を受けることができる環境を整備するためには、希望に応じて供給するサービスの量を適切に確保するとともに、その質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、支援策の質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価などの取組みを進めます。

（４）　社会全体で支えるという視点

次世代育成支援対策は、父母などの保護者（個人、家庭）が子育てについての第一義的責任を負うという基本認識を持ち、行政、民間団体、民間事業者、地域コミュニティなどとの連携や、既存の公共施設などの有効活用といった社会資源を最大限に活かす工夫が必要です。

保護者が孤立することのないよう、地域のあらゆる社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

３ 基本目標

基本理念である「子どもたちの笑顔が輝くまちへ」の実現を目指し、後期行動計画においても次に掲げる３つの基本目標の下に、施策に取り組みます。

（１） 安心して子どもを生み、育てられるまちづくり

将来の社会の担い手である子どもたちの健全な育成と、安心して子どもを生み健やかに育てることができる社会が求められています。働きながら子育てをしている家庭への支援として子育て環境の整備と充実を図ります。

また、家庭形態の変化等に伴い、子育てに関する悩み、不安を持つ親が増えてきていることから、悩みなどを軽減するための環境づくりを進めます。そのため、交流活動、相談体制、援助体制の充実を図ります。

子どもが健やかに育つこと、安心して生み育てられる環境づくりを社会全体で推進していくと同時に、家庭内での男女の協力が促進されるよう意識啓発を進めます。

（２） 日々健康を実感し、安心して暮らせるまちづくり

子ども、子育て家庭及びこれから家庭を持つ世代が健康で安心した生活が送れるよう、健康活動の一層の推進を図ります。特に一貫した母子健康管理や母子医療、母子福祉の充実を進めます。

さらに、障がいの有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にし、誰もが隔たりなく交流し暮らせるまちづくりを進めます。

生命と財産を守るため、関係機関、関係団体との連携を強化し、緊急時における体制整備、防犯や交通安全対策の向上を進め、さらに地域コミュニティにおける子育て力向上のための意識啓発を図ります。

（３） ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育むまちづくり

将来のニセコを担う大切な子どもたちが、心豊かでたくましく、常に成長する気持ちを忘れない大人へと育つために、家庭、学校、地域社会の連携を深め、それぞれの教育環境の充実を目指します。

教育機関において、基礎学力の指導はもとより、人との交流や人間を尊重する教育の充実を推進していきます。

さらに、家庭や地域における、学習、交流の場の提供を図り、温かい人間関係や交流を通じた人間尊重の教育を支援します。

４　重点事業

前期計画の成果や住民対象のアンケート調査からの本町の喫緊の課題を踏まえ、後期計画において、特に次の施策について重点的に取り組んでいきます。

（１）　幼児センターでの休日預かり

本町の就業体系の特徴である農業と観光業に携わる保護者が、安心して就労し子育てできるよう、幼児センターで子どもの休日預かりの実施を目指します。

（２）　リフレッシュによる一時預かり保育

現在の一時預かり保育の利用規則を変更し、子育てする保護者が保育疲れをおこさぬよう、リフレッシュするための子どもの一時預かり保育の実施を目指します。

（３）　学童保育所と放課後子ども教室の統合

小学生の放課後の保育の場である学童保育所と、放課後の安全な居場所づくりの場である放課後子ども教室を統合し、小学生が放課後に安全で安心して集うことのできる場づくりを目指します。

５　施策の体系

基本理念　子どもたちの笑顔が輝くまちへ		
基本目標		**施策の方向**
基本目標１　安心して子どもを生み、育てられるまちづくり		
（1）地域における子育て支援	1）	保育事業
	2）	すべての家庭への子育て支援サービスの充実
	3）	子育て支援のネットワークづくり
（2）職業生活と家庭生活の両立支援	1）	仕事と子育ての両立支援
	2）	生活と仕事の調和の実現のための働き方の見直し
基本目標２　日々健康を実感し、安心して暮らせるまちづくり		
（1）支援を必要とする子どもと家庭への支援	1）	児童虐待の防止
	2）	ひとり親家庭等の自立支援の推進
	3）	障がい児等施策の充実
（2）親や子どもの健康の確保及び増進	1）	食育の推進
	2）	母親と子どもの健康の確保
	3）	思春期対策の充実
	4）	小児医療の充実
（3）子育てを支援する生活環境の整備	1）	子育て家庭の住環境の確保
	2）	道路交通環境等の整備
	3）	遊び場等の整備
（4）子ども等の安全の確保	1）	交通安全教育の推進
	2）	犯罪等の防止活動
基本目標３　ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育むまちづくり		
（1）子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備	1）	児童の健全育成
	2）	学校の教育環境等の整備
（2）子育て家庭への支援	1）	家庭の教育力の向上
（3）地域社会における子育て支援	1）	地域交流による子育て支援

第５章　分野別施策の展開

１　安心して子どもを生み、育てられるまちづくり

（１）　地域における子育て支援

【現状と課題】

安心して子どもを生み、育てるには、子育てをする親がその中心となり、最も責任を持って行わなければならないことはいうまでもありません。しかし、就学前の子どもたちの健やかに成長する権利と保護者の就労権を保障するため、子育てをするすべての家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図る必要があります。

また、地域における子育て支援事業などに関する情報を一元的に把握し、保護者への情報提供、利用援助等を行う必要があります。

子育てにおける悩みの最も効果的な解決策の一つが、身近な人に相談することだと考えられます。今回のアンケート調査でも、ほとんどの人が「友人・知人」「配偶者」「親や兄弟姉妹」などに相談して問題の解決を図っています。一方、他市町村から転入して日が浅いなどの理由で身近に相談相手がいない保護者も約10%います。

子育てに関するセミナーや相談会等が行われていますが、全体的な認知度は高いものの利用実績とは結びつかない面もあります。

また、本町では、幼稚園・保育所・地域子育て支援センターが一体となった幼保総合施設「幼児センター」を建設しました。幼稚園と保育所を一体化することで就学前の子どもに分け隔てなく教育・保育を提供できるようになり、時代の流れとともに生じている多様な保育ニーズにも対応できるようになりました。

地域子育て支援センターは、これまで個別の支援で対応していた、在宅で子育てをしている家庭への支援の拠点となるとともに、幼児センターの利用者も含めたさまざまな相談に応じる施設となっています。

しかし、すべてのニーズに対応できている状況ではなく、本町の特性を考え、今回のアンケート調査でも希望の多かった休日保育については、実施に向け検討していきます。

1）保育事業

- 保育事業は、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえて事業体制を整えていくことが重要です。
- 保育ニーズの多様化に対応できるよう、保育サービスの充実に努めます。
- 延長保育や休日保育（託児）については、ニーズに対応できるよう検討を続けていきますが、常に、子どもにとっての負担を考慮していきます。
- 一時預かり事業については、「リフレッシュ、仕事」以外の一時預かり事業を実施しています。今後、要件を見直ししていきます。
- また、「乳幼児健康支援一時預かり事業」については、現在実施していません。実施にあたっては、教室の確保、保健師、看護士の確保が難しく、小児科等の医療機関との連携も必要であり実施は不可能と考えます。
- 学童保育所、放課後子ども教室の類似事業をそれぞれが行っており、学童保育所は利用できる制限があり、近年は利用者が減少している状況にあります。また、小学校中・高学年の放課後の居場所づくりや、一時預かり機能をもった施設の希望もあることから、両事業を一本化し児童館のような事業展開の実施を検討する必要があります。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
1	延長保育事業	就労などで通常の保育所の閉所時間を超えて児童の保育を希望する保護者からのニーズや、アンケート調査結果における保育時間の延長希望が多いことから保護者の就労形態に対応できるよう検討を行います。	幼児センター
2	休日保育（託児）事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日等に保護者の就労などで家庭における保育が困難な就学前の児童を対象とした休日保育（託児）事業の実施検討を行います。	幼児センター
3	一時預かり事業	子育て中の親の育児疲れの解消や、急病、断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育を実施します。 預かりの要件（リフレッシュ預かり等）について、見直しを検討します。	幼児センター
4	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	就労などで保育できない家族に代わり、月曜日から土曜日まで、放課後や休み期間中（日曜祝祭日、年末年始を除く）、小学校１年生から３年生までの保育を行います。	保健福祉課

2）すべての家庭への子育て支援サービスの充実

- 専業主婦(夫)家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭へのさまざまな支援の充実を図ります。
- 親子で遊べる安全な場所や、親子が集える場所を確保していきます。
- 悩みや不安を気軽に相談できる体制を整備していきます。
- 出張親子遊び教室事業を曽我地区の親子を対象に実施していますが、新しく子どもが増えている近藤地区については、状況をみながら検討していきます。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
5	幼稚園開放事業「おひさまひろば」	幼稚園・保育所に通っていない未就学のお子さんと保護者を対象に、幼稚園を開放します。通常の開放事業に加え、通信の発行による育児情報の提供や父親参加型の行事の実施、地域のボランティア団体との連携なども実施し、子育て支援事業の中核として位置づけます。	学校教育課 幼児センター
6	幼児センター開放事業	幼児センターに通っていない未就学のお子さんと保護者を対象に、幼児センターを開放します。保護者にとっては、同年代の子どもの発達状況や接し方などを学ぶ場になります。同時に、職員にとっては、お子さんや保護者と接する機会となります。	幼児センター 学校教育課
7	出張親子遊び教室事業	市街地以外の各地区に出張して親子遊び教室を実施します。市街地以外の地区に居住する親子が子育て支援事業に容易に参加できる機会を提供するとともに、各地域における親子の交流を促進します。	幼児センター
8	講演会等での託児室設置事業	町や民間団体が実施する会議や研修会等に子育て中の親が積極的に参加でき、開催時間中安心して子どもを預けられる場を設けるよう、一時預かりの実施推進を図ります。	幼児センター
9	育児サークルの支援	自主的な活動をしている子育てサークルについて、活動の充実を図る支援を行います。	幼児センター
10	地域子育て支援センター事業	幼児センターに併設された地域子育て支援センターを町全体の子育て支援事業拠点となる施設として位置づけ、子育て家庭の不安や悩みについての相談、遊びのひろばの開催、子育てサークルの支援、保護者同士の交流の場の提供など、子育て支援事業を統括していきます。	幼児センター
11	親子スポーツ教室の開催	就学前の子どもとその親が、スポーツ活動を通して友達づくりをするとともに、健康な体づくりができるように親子スポーツ教室を開催します。また、教室終了後に参加者のみなさんでつくり、自主的に活動する「親子スポーツクラブ」への支援も行います。	町民学習課

3）子育て支援のネットワークづくり

- 子育て支援のネットワークを形成し、各種サービスが利用者に十分に周知されるよう、子育てマップの更新や子育てカレンダーの作成による情報提供を行います。
- 地域の皆さんが子育てへの関心・理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるように、子育て支援の各種施策について積極的に情報を提供し、子育てに関する意識啓発を図ります。
- 民生委員・児童委員活動については、地域の情報を掴み、問題解決や相談を行いますが、個人情報保護や地縁意識の低下などによって、民生委員や児童委員が問題や相談と関わる機会が少なくなってきています。今後は、保護者が相談しやすいように、民生・児童委員の存在を住民に広く周知する必要があります。また、専門知識の習得は困難ですが、多くの参考例を見聞きし、どこへどのように相談したらよいのかや、どの機関に連絡したらよいのかを判断できるように研修等の開催についても検討が必要です。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
12	子育てマップ・子育てカレンダーの作成・配布	子育てマップや子育てカレンダーを作成し、各種サービスが利用者に十分に周知されるよう情報提供を行います。	幼児センター
13	子育て支援についての啓発事業	町の広報紙や各種の講演会等、子育て支援の必要性や施策について啓発活動を実施し、地域住民の子育て支援に対する理解促進と地域全体での子育て支援への取組みを促します。	幼児センター
14	子育てボランティア育成事業	各種子育て支援事業の実施にボランティアとして協力するスタッフを募集します。また各種講座を実施してボランティアスタッフを育成し、ボランティアの組織的な運用を図ります。	幼児センター
15	民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図り、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握や支援を行っています。児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。	保健福祉課

（２） 職業生活と家庭生活の両立支援

【現状と課題】

性や年齢などにかかわらず誰もが、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに「働き方の見直し」を進めることが必要です。また、職場優先の意識や働きやすい環境づくりの妨げとなる慣行、その他の要因を解消することが必要です。

今回の実態調査では、母親の60%がフルタイムあるいはパートで働いています。小学生の母親では、その割合は80%近くになります。

両親の働き方の組み合わせでは、半数がともにフルタイム、あるいはフルタイムとパートとの共働き家庭です。

子どもを育てながら働くために重要な就労環境として最も求められているのは、「保育サービスや学童保育所が充実していること」、次いで「親や子どもが病気のときの保育サービスがあること」でした。

働き方の見直しについては、自治体だけの努力では対応不可能であり、事業主等の理解と連携により、子どもが病気のときの看護休暇の取得についての職場の理解など、子どもの視点にたって、仕事と子育てが両立できる労働環境を整備していく必要があります。また、多様な保育サービスの充実が求められていますが、子どもの発育にとって望ましい環境を整備する視点を重視して進めていく必要があります。

1）仕事と子育ての両立の支援

- 仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービス及び放課後児童クラブの充実に努めます。
- 関係法制度等の広報・啓発、情報提供に努めます。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
1 （再掲）	延長保育事業	就労などで通常の保育所の閉所時間を超えて児童の保育を希望する保護者からのニーズや、アンケート調査結果における保育時間の延長希望が多いことから、保護者の就労形態に対応できるよう検討を行います。	幼児センター
2 （再掲）	休日保育（託児）事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日等に保護者の就労などで家庭における保育が困難な就学前の児童を対象とした休日保育（託児）事業の実施検討を行います。	幼児センター
4 （再掲）	放課後児童健全育成事業(学童保育所)	就労などで保育が困難な家族に代わり、月曜日から土曜日まで、放課後や休み期間中（日曜祝祭日、年末年始を除く）、小学校１年生から３年生までの保育を行います。	保健福祉課
16	介護休業制度の普及・啓発	女性だけでなく、男性も家族の介護ができる環境整備を目的とし、町公式ホームページや広報などで、制度の普及・啓発を図り、各事業所・事業主への理解・協力を得られるよう努めます。	商工観光課
17	育児休業制度の普及・啓発	町公式ホームページや広報などで、制度の普及・啓発を図り、各事業所・事業主への理解・協力を得られるよう努めます。 また、「パパ・ママ育休プラス」など、最新の動向の周知にも努めます。	商工観光課

2）生活と仕事の調和の実現のための働き方の見直し

- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた広報・啓発、研修、情報提供を行います。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
18	父親の育児参加の推進	あらゆる機会を捉え、父親が子育てにかかわる大切さについて啓発していきます。	保健福祉課
19	「道民家庭の日」の普及促進	各家庭が家庭の役割を認識し、心のふれあう明るい家庭づくりを目指すよう、「道民家庭の日」の普及促進を図ります。	保健福祉課

２　日々健康を実感し、安心して暮らせるまちづくり

（１）　支援を必要とする子どもと家庭への支援

【現状と課題】

児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講ずるとともにすべての関係機関の協力体制の構築が不可欠となっています。

ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を実施していくことが必要です。

また、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進することが必要です。

1）児童虐待の防止

- 児童相談窓口や要保護児童対策協議会の設置により予防から自立支援に至るまで、個々のケースの解決につながるような取組みを進めます。
- 児童虐待に至ったケースはありませんが、各機関の連携の下、要保護児童対策協議会ケース会議を開催し、未然に防ぐよう対応していきます。
- 育児放棄による虐待が多くなる傾向がうかがえます。家庭環境による育児放棄に対しては、事前に防止することは非常に難しいものの、子育てのネットワークづくりや育児ストレスの解消、子育ての大切さを理解できるような研修の開催など、意識向上に向けた活動が効果的と思われます。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
20	児童虐待及び発達障害の早期発見強化	妊娠届出時や乳幼児健診等で生活・子育て環境を把握して早期支援を実施し、また、子育て支援の必要な親の早期発見、早期支援に結びつくための事業を展開し、児童虐待及び発達障害の早期発見を目指します。	保健福祉課
21	児童虐待防止活動の推進	児童虐待の未然防止や早期発見及び早期解決のため、児童相談窓口を設置するとともに、要保護児童対策協議会を開催し、地域において児童と関わりを持つ関係団体が有機的に連携し、児童虐待の防止対策を推進していきます。	保健福祉課

2）ひとり親家庭等の自立支援の推進

- 母子家庭等が急増している中で、ひとり親家庭に対する各種支援策の積極的な展開が求められます。
- 子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に対する配慮等、各種支援策の推進及び充実に努めます。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
22	ひとり親家庭に対する子育てや生活に関する支援の充実	ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当や母子寡婦福祉資金貸付制度等の普及啓発を行うとともに、就労支援を行います。	保健福祉課
15（再掲）	民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図り、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握や支援を行っています。児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。	保健福祉課

3）障がい児等施策の充実

- 幼児センターや学童保育所における障がい児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図る必要があります。
- 障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組みを推進するとともに、児童デイサービス事業等を通じて保護者に対する育児相談を行うなど、家族への支援も併せて行う必要があります。
- 障がい児支援のネットワークづくりについては、障がい児を生まれたときから高齢者になるまで、継続して見守り相談できるスタッフ体制をつくる必要があります。
- 現状では乳幼児（健康づくり係）、児童生徒（教育委員会）、高校生～（福祉係）と、年齢により担当者が変わり、その引継ぎがないため、一貫して携わることが出来るような体制づくりが必要です。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
23	母と子の子育て教室・相談事業	近隣町村合同で乳幼児の発達健診や児童デイサービス事業を行い、発達障害の早期発見、早期対応を目指します。	保健福祉課
24	障がい児支援のネットワークづくり	保健、医療、福祉、教育部門が連携して障がいに応じた適切な療育と指導を行い、地域で安心して生活できるよう関係機関のネットワーク化を進めます。	保健福祉課

（２） 親や子どもの健康の確保及び増進

【現状と課題】

母性、父性並びに乳幼児及び思春期の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育分野間の連携を図りつつ、母子保健施策等の充実が図られることが必要です。

本町では、母親や子どもを対象とした各種健診やセミナーを積極的に開催しています。

1）食育の推進

- 町内の学校給食は出来るだけ地場産品を使用しています。
- 学校給食栄養士が先生となり小学校で食育教育を実施しています。
- 現在、食育教育を行っている栄養士の雇用期間が平成22年度までとなっており、それ以降の体制を確保する必要があります。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
25	食に関する指導の充実	幼児センター・小学校において子ども達が食に関心をもち、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、健康管理が行えるよう、食に関する指導の充実に努めます。	学校教育課

2）母親と子どもの健康の確保

- 妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実に努め、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、母性の健康確保と子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。
- 妊婦健康診査については、妊婦健康診査14回分と超音波検査６回分の助成券を発行して受診を勧奨しており、受診率は高くなっています。
- パパママセミナーについては、受講者が少ないことから、平成21年度から廃止し、妊婦訪問で個別対応しています。しかし、少数ながら実施希望の声もあることから状況を見て検討が必要です。今後は、妊婦訪問回数を増やす等、支援方法を検討していきます。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
26	母子健康手帳配布及び妊婦健康診査助成事業	妊娠の届出があった妊婦に対し、母子健康手帳の配布と妊婦定期健康診査 14 回分と超音波検査６回分の助成券を発行し、専門医療機関を受診することによって妊婦の健康維持・増進を図ります。	保健福祉課
27	乳幼児健康診査	3～12 か月児、１歳半児、３歳児を対象に、医師による診察と育児相談と栄養士・歯科衛生士による専門的栄養相談や歯科相談を行います。	保健福祉課
28	あかちゃん訪問	初妊婦、生後１か月前後の乳児のいる家庭を訪問し、産前産後の体調や子育ての相談を行います。	保健福祉課
29	育児セミナー	１歳までの乳児のいるお母さんを対象に、学習や交流を行います。歯みがきや離乳食の紹介など、食育の推進に努めます。	保健福祉課
30	乳幼児健康相談	乳児と２歳児の発育や栄養、生活習慣、子育ての心配ごとなどの相談を行います。	保健福祉課
31	歯科検診・フッ素塗布事業	１歳から就学前までの乳児を対象に、歯科医師と歯科衛生士が歯科検診とむし歯予防指導、フッ素塗布を行います。	保健福祉課
32	むし歯予防教室	子育て支援センターで、幼児や保護者を対象にむし歯予防のための教室を行います。	保健福祉課
33	お子さんの予防接種	年齢に応じてポリオ、BCG、三種混合、風しん、麻しん、二種混合の予防接種を行います。	保健福祉課
34	児童生徒健康診断	学校保健法に基づき児童生徒の健康を保ち、さらに増進させるため、内科、歯科、耳鼻咽喉科、眼科、心臓の検診と結核検査、尿検査、ぎょう虫卵検査を行います。対象者は幼稚園児から高校生までで、毎年全員が内科と歯科検診、尿検査を受けますが、その他の検診などは受診する時期(学年)がそれぞれ定められています。	学校教育課

３）思春期対策の充実

- 悩みを誰にも相談しない生徒の問題を解決するために、家庭はもとより、地域、学校が一体となった相談体制をとることや、相談を受ける体制づくりが必要になってきます。
- 主任児童委員や児童委員が行う心配ごと相談の周知及び積極的な利用ができる体制を検討します。
- 中学校保健体育授業で薬物や飲酒について学習しています。
- 高校では性、薬物、飲酒、タバコ等について講演会を開催し学習しています。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
35	思春期教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理学的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い、現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めます。また、次代の親を育てるために思春期から乳幼児とふれあう機会をつくります。	学校教育課
36	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施	学校教育において、児童生徒の心身の発達段階に応じて、健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する指導を充実するとともに、警察や医療機関などの関係機関と連携を図り、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。	学校教育課
15 （再掲）	民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図り、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握や支援を行っています。児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。	保健福祉課

４）小児医療の充実

- 安心して子どもを生み、子どもたちが健康で暮らせる環境をつくるためには、突然の発病や怪我など、緊急的な措置が必要な場合にも対応できる小児医療体制を確立する必要があります。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
37	小児医療体制の充実	北海道ようてい医師会の協力を得ながら広域的な連携を図り、救急医療や夜間診療体制の充実を図ります。	保健福祉課

（３） 子育てを支援する生活環境の整備

【現状と課題】

関係機関と連携しながら、持家又は借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めていくことが望まれます。

また、公営住宅や保育所等の子育て支援施設では、室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進する必要があります。

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設等において、犯罪防止に配慮した環境設計を行うことが必要です。

1）子育て家庭の住環境の確保

- 子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質な家族向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組みが必要です。また、公営住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるような配慮も望まれます。
- 町では、計画に基づき、建替え改修事業を実施しています。
- 公営住宅への入居希望者が多く、子育て世代の希望者が全て入居できる状況にはなっていません。
- 町内の建築物に対しては、建築基準法に基づき指導を行い、シックハウス対策を行っています。新しく建築する建物は出来るだけ化学物質を使用しないよう努めます。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
38	公営住宅の供給	これから子育てを行う、あるいは子どもを増やしたいと計画し、子育てをしていく上では、ゆとりある居住環境の確保は必要不可欠であることから、建替事業や改善事業などを行うなかで、集会施設や広場を設けるなど、世代を越えた交流ができる場を確保し、子育て世帯にも快適で安心して暮らせる公営住宅の供給に努めます。	建　設　課
39	シックハウス対策の推進	ホルムアルデヒド等の化学物質の放散は、居住する者の健康に悪影響を及ぼすものであることから、建築基準法に基づいて指導を行うとともに、公共建築物では、室内空気環境の検査を行っていくこととし、シックハウス対策の推進に努めます。	建　設　課

2）道路交通環境等の整備

- 子どもや子ども連れの親等が安全に安心して利用できる道路交通環境等を整備するため、次の取組みを行うことが必要です。
- 町では通学路等を中心に安全確保のための看板等を設置したり、通学時間帯には、交通安全指導員等が交通安全の指導をしています。
- 歩道整備については、通学路を中心に歩道の設置や整備を行っています。今後は、道々ニセコ停車場線の歩道設置などの通学路の安全確保を目指します。
- 道路交通環境については、次の点に基づき整備を進めます。

  ①　幅の広い歩道、バリアフリー対応型信号機の整備の推進

  ②　生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進

  ③　通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の推進

  ④　道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆トイレ並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報活動

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
40	交通事故危険箇所の看板等の設置事業	交差点やＴ字路などの危険箇所に交通安全看板・カーブミラーなどを設置し、交通安全の注意を呼びかけ、交通弱者の保護と交通事故発生防止に努めます。	町民生活課
41	安全な歩道整備	安全で歩きやすい歩道の確保やゆとりある歩行空間に配慮した歩道造成、拡幅を行い、安全な生活道路の整備に努めます。	建　設　課
42	道路整備事業	歩行者と運転者双方の視点から、安全に利用できる道路整備に努め、歩道の段差解消や見通しの良い道路整備など、安心して外出できる道路環境整備の向上を図ります。	建　設　課

3）遊び場等の整備

- 子どもが安全に遊ぶことができ、親子や子供同士、地域で暮らす各世代の人々が交流できる、安全・安心な遊び場の整備に努めます。
- 大型公園の農村公園遊具は平成21年度に入れ替え済みですが、各地域児童の公園遊具も老朽化しているものもあり、安全点検確認や遊具入れ替え等の検討が必要となっています。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
43	ちびっ子広場及び児童公園の維持管理	農村公園及び児童公園の維持管理を行い、地域児童に健全な遊び場を与えてその健康を増進し情操を豊かにします。	保健福祉課 建　設　課

（４） 子ども等の安全の確保

【現状と課題】

子どもを交通事故から守るため、町、幼児センター、学校など関係機関との連携・協力体制の強化を図り総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもたちの精神的ダメージを軽減し、 立ち直りを支援するために、子どもたちに対するカウンセリングや保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな実施することが必要です。

1）交通安全教育の推進

- 子どもと子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を体系的に行うことが必要です。また、実状に即した交通安全教育を推進するために、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を図ります。
- 町では学校や警察と連携し、交通安全教室等を開催しています。また、チャイルドシートの貸し出し事業を実施しています。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
44	交通安全教室	子ども等を対象として、学校との協力により参加・体験・実践型の交通安全教室を行い、交通事故防止対策の向上に努めます。	町民生活課
45	交通安全思想普及事業	乳幼児からの交通安全教育の充実、子どもの目線に立った危険箇所の改善、チャイルドシート装着の啓発等を推進し、交通事故防止対策に努めます。また、警察、交通安全推進団体、町内会など関係機関・団体と連携した協力体制を図り、地域における交通安全思想の普及推進に努めます。	町民生活課

２）犯罪等の防止活動

- 防犯協会と協力し、公用車等を子ども１１０番として登録しています。今後も、青色パトロール車や子ども１１０番の家（車）を増やし、防犯活動の啓発を行います。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、次のような取組みを行います。

  ①　犯罪等に関する情報の提供

  ②　関係機関・団体との情報交換

  ③　学校付近や通学路におけるパトロール活動

  ④　防犯講習の実施

  ⑤　「子ども１１０番の家」等の防犯ボランティア活動の支援

  ⑥　子ども及び子育てを行う親を対象にした交通安全教室や、チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法の普及・啓発活動

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
46	子ども 110 番の家(車)等防犯ボランティア活動の支援	子ども 110 番の家(車)等防犯ボランティア活動の支援を行い、防犯体制の強化に努めます。	学校教育課

３ ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育むまちづくり

（１） 子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備

【現状と課題】

次代の親づくりという視点からは、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義を認識してもらうために、各分野が連携しつつ効果的な取組みを推進することが必要です。

また、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等までを含めた確かな学力を身に付けさせることが重要であり、子ども、学校及び地域の実態を踏まえた創意工夫が必要です。

さらに、子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されていることを踏まえ、子どもがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するために、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進めることも求められています。

子どもを地域社会で育てるという観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要です。

一般書店やコンビニエンスストア、自動販売機等で性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、DVD 等が販売され、テレビやインターネット上でも性、暴力等の有害情報が流されており、子どもに対する悪影響が懸念されていることから、関係機関・団体やＰＴＡ、ボランティア等の地域住民と連携して関係業界に対する自主的措置を働きかけることが必要です。

１）児童の健全育成

- 子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や他人を思いやる心、感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭及び地域が相互に連携しつつ社会全体で育んでいきます。
- 「ブックスタート事業」については、あそぶっくの会（ボランティア団体）による読み聞かせを行い、配布しています。今後は、一度だけの実施ではなく、成長にあわせて引き続き配本を行い、読み聞かせを定着できるよう検討します。
- 「学習交流センター」は指定管理者制度で、「あそぶっくの会」に管理運営を委託していますが、平成20年度は約4万人の利用がありました。自主活動事業も積極的に行われています。
- 子ども議会は年に一度、夏休み期間を利用し開催しています。子ども議会への参加だけにとどまらず、小中学生まちづくり委員会への参加など、まちづくりへの意識を高めることが出来るように、連携をはかる必要があります。
- 「青少年健全育成のための講演会」は、家庭教育学級（ＰＴＡ連合）と共同で実施しています。
- 「青少年芸術鑑賞会」は、毎年1回小学生から高校生までに芸術文化に親しむ場として音楽や演劇など内容を検討しながら実施しています。
- 「少年洋上セミナー事業」は、滋賀県高島市（マキノ地区）、長野県信州新町と姉妹都市交流を実施しています。しかし、来年度をもって、市町村合併により姉妹都市契約が解消となり、事業実施が出来ない状況になることから、他の事業等への転換を検討していきます。
- 「少年ふるさと教室」では、学校と連携してヘリコプターの体験搭乗やたこづくりなどを実施していますが、たこづくりは参加者が少なく、今後、魅力ある事業内容の検討が必要です。
- 「放課後スポーツ教室」は、学校授業と連携し、水泳とスキー学習を実施していますが、小学校１年生のほとんどが参加しています。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
47	ブックスタート事業（絵本の贈呈）	赤ちゃんのことばと心を育むために必要な、あたたかなぬくもりの中で優しく語りあう時間を「絵本」を通じて応援する運動を行っています。町では、あそぶっくの会の協力を得て、０歳児健診の機会に、乳児とその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡します。	保健福祉課
48	学習交流センター（あそぶっく）での活動	学習交流センター（愛称：あそぶっく）は、図書の貸し出しや行政情報の閲覧、インターネットの利用など、町のさまざまな情報の集積場所として利用できます。	町民学習課
49	放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれるよう、放課後等に公民館で、地域の方や関係機関等の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを行います。	町民学習課

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
50	読書活動の計画的推進	学校・幼児センター・学童保育所での読み聞かせの推進や学校への図書情報の提供を行うほか、関係部局とも連携し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう環境づくりを進め、読書活動を通じた子育て支援の充実を図ります。	町民学習課
51	子ども議会	子どもの権利を尊重するとともに、まちづくりに子どもの意見を取り入れることで、次世代を担う子ども達にとって住みよい環境づくりや郷土愛の向上を図ります。	学校教育課
52	小学生まちづくり委員会・中学生まちづくり委員会	将来を担う子どもたちとともに、それぞれの視点でニセコ町のまちづくりについて考えていきます。この委員会では、小学生と中学生の委員でそれぞれ組織し、タウンウォッチング（町のさまざまな場所を実際に見てまわる）やまちづくりについて話し合いを行います。	企　画　課
53	青少年健全育成のための講演会	子どもたちの健やかな成長を願い、家庭や地域、親のあるべき姿を考えるため、ニセコ町 PTA 連合会と連携して講演会などを開催します。	町民学習課
54	青少年芸術鑑賞会の開催	児童生徒に演劇や音楽公演など優れた芸術鑑賞の機会を提供します。	町民学習課
55	少年洋上セミナー事業	フェリーに乗って、姉妹都市訪問を行います。ホームステイやさまざまな体験活動を行い、姉妹都市児童との交流を深めながら、ふるさと「ニセコ」を見直す機会をつくります。対象は、小学 5、６年生で、夏休み期間中に姉妹都市への研修旅行を実施します。	町民学習課
56	少年ふるさと教室の開講	ふるさとの歴史や自然に親しみ、ふるさとを愛する心を養うため、ヘリコプター体験搭乗や自然体験学習などを行います。	町民学習課
11（再掲）	親子スポーツ教室の開催	就学前の子どもとその親が、スポーツ活動を通して友達づくりをするとともに、健康な体づくりができるように親子スポーツ教室を開催します。また、教室終了後に参加者のみなさんでつくり、自主的に活動する「親子スポーツクラブ」への支援も行います。	町民学習課
57	有島記念館運営事業	ニセコ町ゆかりの作家有島武郎に関する資料の展示・保存及び有島文学の研究を行うとともに、青少年公募絵画展、一房の葡萄祭、春の音楽祭、有島童話祭の開催など、児童の発表及び芸術鑑賞機会を提供し、地域の文化、教育の振興に努めます。	町民学習課
58	放課後スポーツ教室の開催	小学校１年生を対象にスポーツする機会を提供し、楽しさを感じながら体力をつけることを目指して、水泳、スキーなどを行います。	町民学習課
59	ニセコ町スポーツ少年団事業補助	町内のスポーツ少年団体を統括しているスポーツ少年団本部の活動を充実させるため、その運営費を補助します。スポーツ少年団は、優秀な選手育成、交流や社会秩序、マナーの学習などを目的に活動します。	町民学習課

２）学校の教育環境等の整備

- 次代を担う子どもたちが、その成長とともに豊かな人間性を形成し、健やかな身体と確かな学力を育んでいけるよう、乳幼児期から青少年期に至るまでの長期的な視点にたって、地域における教育環境の充実に努めます。
- 生きる力の育成の基本となる確かな学力の向上に努めます。
- 家庭や地域社会とともに子どもたちを育み、地域に根ざした特色ある教育を図るため、地域に開かれた信頼される学校・幼児センターづくりを進めます。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
60	確かな学力の向上	基礎・基本の学力の定着を図るなど確かな学力の向上に努めます。また、子どもたち一人ひとりに応じた指導を充実するため、少人数指導や学習指導方法の改善に努めます。	学校教育課
61	情報教育	小学校・中学校・高校の児童生徒の情報教育の一環としてパソコンを整備し、コンピュータの使用を通じて、現在の情報通信社会に対応できるように人材の育成を行います。また、有害情報から子どもたちを保護するために情報資源活用の適切な方法・形態を判断でき、情報資源を適切に活用できる能力の向上を目指します。	学校教育課
62	海外・農業研修生派遣事業	海外の農業・観光産業先進地の視察研修を行い、幅広い知識と技能を習得させ、国際的視野を深めることを目指します。	学校教育課

（２） 子育て家庭への支援

【現状と課題】

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、社会全体が協力して取り組むべき課題です。ただし、子どもの幸せのためには、保護者の求めに応じて子育てのすべてを肩代わりするのではなく、保護者の子育てに関わるさまざまな負担や不安を軽減しながら、保護者がよろこびを実感しながら子育てができるように支援していくことが望まれます。

また、子育て家庭の状況は一律ではなく、さまざまな家庭があることを念頭におき、個々の子どもや子育て家庭に応じたきめ細かい支援に取り組んでいきます。

1）家庭の教育力の向上

- 核家族化、少子化等地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることから、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行っていきます。
- 「家庭教育学級」は、参加者の意向を聞きながら、ＰＴＡ連合会での合同講演会や、各小中学校での独自事業を展開しています。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
63	家庭教育学級の開催	各小・中学校と連携して、学習会やスポーツ交流を開催します。これらの交流を通じて地域内の親交を深め、子どもの健やかな成長とあたたかい家庭づくりを目指します。	町民学習課
64	基本的な生活習慣の育成	国や北海道が提唱する「早寝早起き朝ごはん」運動の周知を図るとともに、各家庭への普及を図ります。	学校教育課

（３） 地域社会における子育て支援

【現状と課題】

町のすべての子どもは、次代を担う存在であると同時に、現在社会を私たち大人とともに生きる住民です。今、ここに生きている子どもたちが大事だと考え、子ども自身が自己形成をはかる力を尊重し、子どもの失敗を成長につなげるように見守っていくことが重要です。

また、子どもが育つということは、身体的な側面をはじめ、知的、情緒的、社会的など多くの側面をもちます。このように多くの側面をもつ子どもの育ちには多くの大人がかかわる必要があります。

さらに、子どもを地域社会で育てるという観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要です。そのためには、児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりとともに、森林等の豊かな自然環境等、地域の資源を活用した自然体験などの機会の積極的な提供や世代間交流が必要です。

1）地域交流による子育て支援

- 「町民ラジオ体操会」は、体育指導員の協力の下、町内１か所で実施しています。

【主な事業・施策】

NO.	事業・施策	事業の概要	所管
65	町民ラジオ体操会の開催	健康づくりと充実した夏休みを過ごしてもらうため、全ての町民を対象に、ラジオ体操を行います。また、地域や各家庭でもラジオ体操を行えるように出席カードとスタンプ、ラジオ体操の CD の貸し出しを行います。	町民学習課
66	多様な体験・交流活動の充実	さまざまな体験の機会や場を通じて、子どもが地域社会で主体的に生活し、ふるさとへの誇りや互いに理解しあう心を育めるよう、自然体験・職業体験など地域環境を活かした体験学習活動を推進します。	町民学習課
15（再掲）	民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図り、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握や支援を行っています。児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。	保健福祉課

第６章 目標事業量

（１） 保育サービスの目標事業量

ニーズ調査等により把握した各事業の需要に基づき、国の新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月厚生労働省策定）の目標年次である平成29年度に達成されるべき目標事業量を念頭に、本計画の目標年度である平成26年度までに達成すべき主要事業の目標事業量を、次のように設定します。

区　分			平成29年度				平成26年度		平成22年度	
			サービス利用率	ニーズ量	目　標事業量		目　標事業量		目　標事業量	
平日昼間	3歳未満児	認可保育所	33.9%	38人	30人		30人		30人	
		保育5サービス	33.9%	38人	－		－		－	
	3歳以上児	認可保育所	57.3%	71人	60人		60人		60人	
		保育5サービス	57.3%	71人	－		－		－	
		保育6サービス	66.0%	82人	－		－		－	
夜間帯	延長保育		6.6%	16人	0か所	0人	か所	0人		－
	夜間保育		0	0	0か所	0人	か所	0人		－
	トワイライト		0	0	0か所	0人	か所	0人		－
休日保育			4.7%	11人	1か所	10人	1か所	10人		－
病児・病後児保育			－	517人日	0か所	0人日	0か所	0人日		－
放課後児童健全育成事業			69.2%	83人	1か所	40人	1か所	40人	1か所	40人
一時預かり事業			－	－	1か所	5人/日	1か所	5人/日	1か所	5人/日
地域子育て支援拠点事業			－	－	1か所	－	1か所	－		－

※　保育5サービス：通常保育・家庭的保育・事業所内保育・認証型保育所・その他の保育所
※　保育6サービス：保育5サービス+幼稚園の預かり保育
※　延長保育：11時間の開所時間を超えて保育を行う事業
※　夜間保育：22時頃までの夜間保育を行う事業
※　トワイライト：保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間や休日に不在となり児童の養育が困難となった場合などの緊急時に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業
※　表中の平成29年度ニーズ量は、国の指針に基づき、アンケートに回答した保護者の今後の働き方と保育の希望から推計された数値であり、現状のニーズ量より大きな数値となっています。（国及び道への報告値）
※　表中の目標事業量は、各年度の推計児童数と平成21年度現在の利用率から求めました。

（２） 評価指標（アウトカム）

評価指標とは、施策の推進によって「どういう状態にするのか」「住民に対して、どういう成果を提供するのか」という目標を数値化したものです。本町では、質の高い行政の実現のために住民の目線に立った成果重視の行政運営を目指すため次のような評価目標を設定します。

なお、現状の数値は、平成21年度に実施したアンケート調査結果によるものです。

1）安心して子どもを生み、育てられるまちづくり

施策･事業	現　状 （平成 21 年度）	目標･指標等 （平成 22～26 年度）	担当課
「子育てを楽しいと感じることの方が多い」割合	70.2%	80%	
「子育てしやすいまちと思う」割合	59.7%	80%	
「子育てのストレスなどから、子どもにきつくあたってしまう」割合	19.4%	10%	
「配偶者が相談相手や、精神的支えになっている」割合	60.5%	80%	
父親の家事育児時間：1 日平均 3 時間以上	27.4%	50%	
子育てマップの更新	作成済み	年１回	幼児センター
子育て情報のホームページ作成	なし	作成	幼児センター

2）日々健康を実感し、安心して暮らせるまちづくり

施策･事業	現　状 （平成 21 年度）	目標･指標等 （平成 22～26 年度）	担当課
3 歳児う歯罹患率	17.3%（H20）	10%	保健福祉課
朝食をほぼ毎日食べる割合（小学生）	95.5%	100%	学校教育課

3）ニセコを愛し、強く優しい子どもたちを育むまちづくり

施策･事業	現　状 （平成 21 年度）	目標･指標等 （平成 22～26 年度）	担当課
クラブ活動や地域活動に参加しない小学生の割合	25.8%	10%	町民学習課

第７章　行動計画の推進にむけて

１　計画の普及･啓発

本町が次世代育成支援施策を推進するよりどころとなる本計画の趣旨や理念、目指すべき方向等に対する理解を深められるように、住民や関連機関等に計画の普及・啓発を推進します。

２　庁内における推進体制の充実

本計画を実現するためには、関連する施策の横断的な展開が必要であり、庁内各課はもとより、関連機関との相互協力の下、各年度において計画の進捗状況の評価並びに見直し等を行いながら、計画の推進に努めます。

３　関係団体･関係機関の連携

子どもを育てる人が住みなれた地域で安心して生活をするためには、すべてのサービスが有機的に連携し、必要とするサービスが適切に提供されることが求められます。

家庭、医療機関、保健所、保健福祉機関、保育・教育機関等の密接な連携の下、保育サービスの充実、総合的な医療・相談・指導体制の強化を図ることにより、みんなで子育ち・子育てを支えるまちづくりを目指します。

４　地域社会の役割

（１）　家庭の役割

男女の役割分担に対する意識を変え、父親が積極的に育児参加することが必要です。また、子どもが社会に適応していくため、最も近い人間関係の場である家庭において、子どもに基本的倫理観や社会的マナーなどの社会性、自制心や自立心を身につける機会を与えることも重要です。

（２）　地域の役割

子どもの社会性を育てるため、世代間交流や、積極的に地域の催しに参加したりする機会を増やしていくことが必要です。また、危険からの見守りなど、地域全体で子育て・子育ちを支援していく意識の醸成が重要です。

（３）　学校の役割

子どもたちに確かな学力、豊かな心、健康と体力など、「生きる力」を育むことが必要です。また、魅力ある学校づくりを進めるため、学校に住民が参加しやすい環境を整備することが重要となります。

（４）　行政の役割

ニーズに適した事業の取組みを検討・推進していくことが必要です。子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる環境を推進していくために、関係者間の緊密な連携・協働が重要となります。

（５）　企業の役割

男女がともに仕事と子育てを両立することができるような雇用環境をつくっていくことは、企業にとっての重要な役割です。

育児休業制度の充実、勤務時間の短縮、子育てに対する職場の意識改革といった支援が必要です。また、交通機関や店舗などの企業活動には、小さな子どもを連れていても、安心して利用できるような配慮が必要です。

資　料　編

1 アンケート調査のまとめと課題

（1） アンケート調査の概要

この調査は、計画を策定するにあたって、住民の多様なニーズに対応するため、保育サービスの利用状況や今後の意向、保護者の就労状況など、家庭におけるさまざまな子育てに関する事項を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

1）調査対象等

1）調 査 対 象	就学前児童及び小学生児童のいる家庭
2）配　布　数	対象該当者全家庭： 302 家庭（対象児童数 458 名）
3）調 査 期 間	平成 21 年６月５日～平成 21 年６月 22 日
4）調 査 方 法	学校・保育園・幼稚園及び郵送による配布・回収

2）回収率

区　　分	就学前・小学生児童のいる家庭	対象児童数	
		就学前	小学生
1）配　布　数Ａ	302	222	236
2）回　収　数	124	-	-
3）有効回答数Ｂ	124	102(1)	78
4）有効回収率 Ｂ÷Ａ×100	41.1%	45.9%	33.1%

※就学児童前の（ ）は、うち数で年齢不明

3）調査の内容

小学生以下共通	就学前	小学生
子どもと家族の状況	保育サービスの利用	学童保育の利用
子育て環境	病気のときの対応 （病後児保育）	病気のときの対応
子どもへの虐待	一時預かり	一時預かり
家庭での子育て、家庭と就労の両立	宿泊を伴う一時預かり	宿泊を伴う一時預かり
両親の就労状況	5 歳児の放課後児童クラブ利用意向	日常生活の様子
育児休業制度	子育て支援センター	
自由記述（保護者･地域･行政の役割）		

（２） 調査結果のまとめと課題

1）保護者の就労状況等について

- 母親だけの就労状況をみると、全体では60%がフルタイムあるいはパート等で働いています。【小学生のいる家庭】の場合、その割合は８０%近くになります。
- 父親と母親の働き方の状況をまとめたものが次の家族類型のグラフです。
- フルタイム共働きが28%で、フルタイムとパートの組み合わせが23%です。
- パート・アルバイトで働いている母親のフルタイムへの希望や、現在は専業主婦でも1年以内にフルタイムあるいはパートで働きたい人などの結果をまとめたのが、潜在的家庭類型です。
- 転換希望者等を加えた潜在的両親フルタイム家庭は40%近くになります。
- 潜在的希望に対応できる保育サービスの充実も必要となりますが、現在の時代背景を考えると、フルタイムへの希望がかなえられる職場や新たに働きたいと希望する人の職場の確保が大前提になり、就労実現の困難さが考えられます。

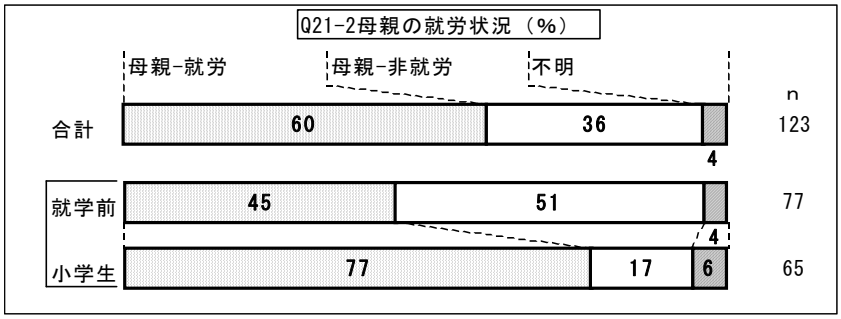

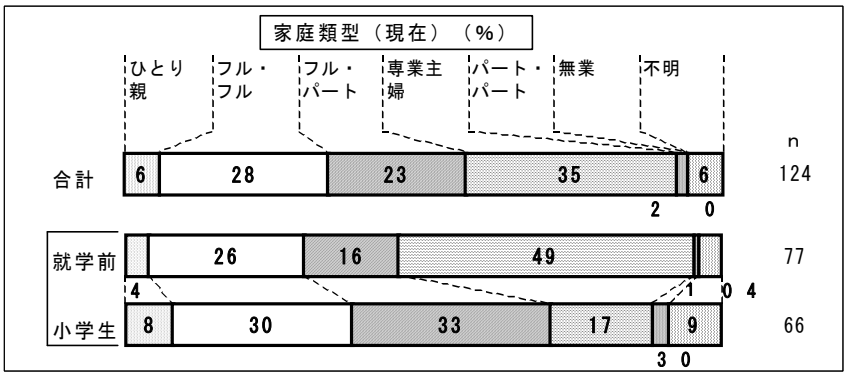

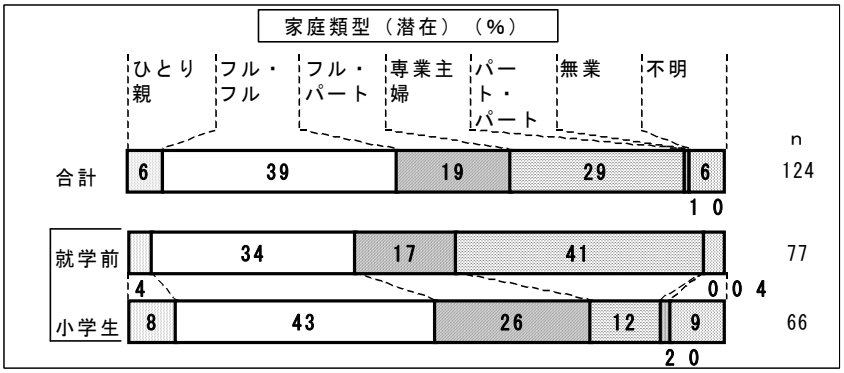

2）お子さんの子育てや家庭生活などについて

- 配偶者が相談相手、精神的な支えになっているかについてたずねたところ、「なっている」が61%、「時々なっている」の26%を合わせると87%となっています。
- 配偶者が子育ての【支えになっている】と【その他（時々なっている、ほとんどなっていない、ひとり親）】別では、【支えになっている】グループは、子育ての悩みについて「いずれもない」割合が高く、悩んだり負担に感じていることは、少なくなっています。
- 子育ての環境として、配偶者の支えが子育てのストレス解消に大きくかかわっていることが推測されます。子育てについて「いかに両親が協力してあたることが大切であるか」ということがこのアンケートからわかってきました。

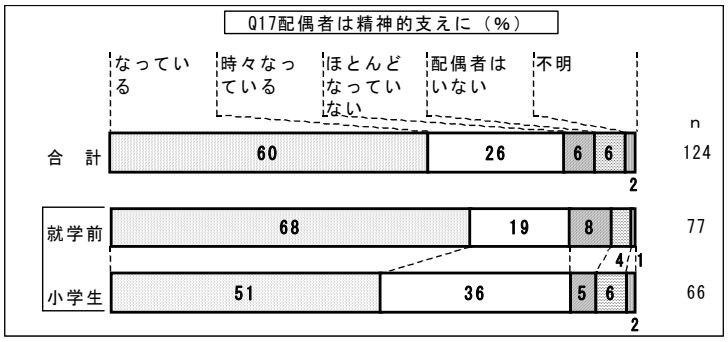

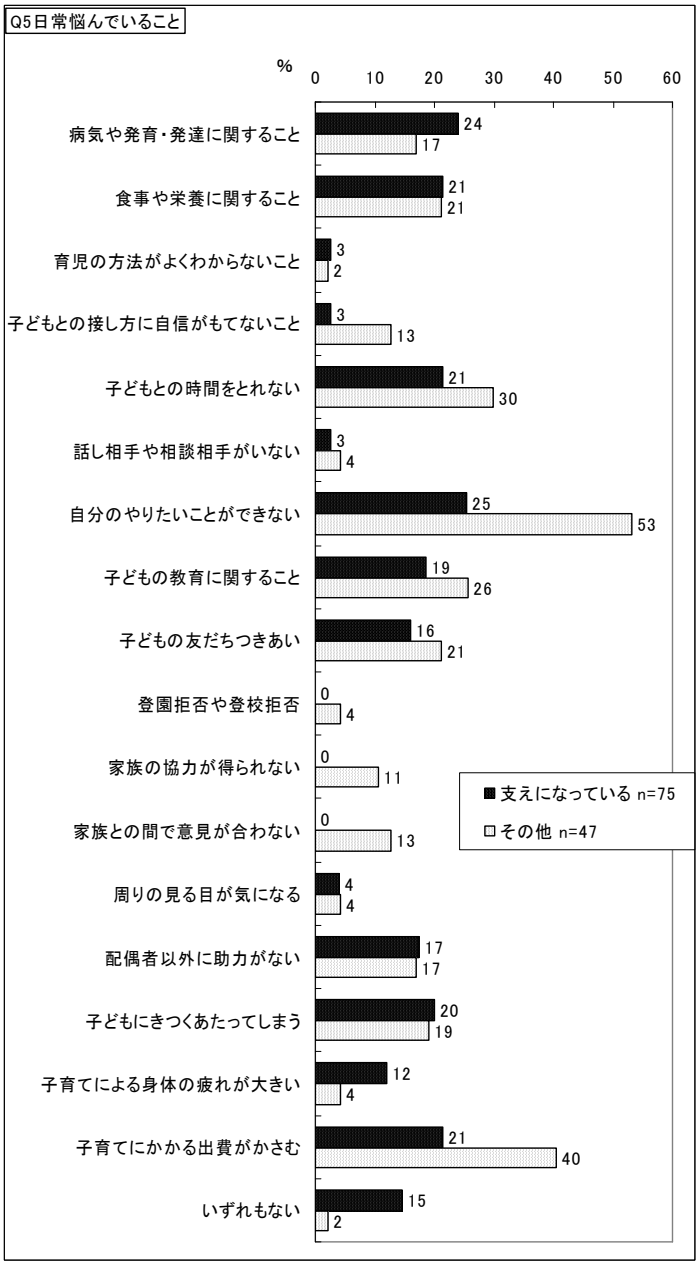

3）親の育児不安や悩みについて

- 全体では「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が36%で第1位です。【就学前の子どもがいる家庭】では40%です。
- 【小学生がいる家庭】では、「子育てにかかる出費がかさむこと」が36%で第1位です。

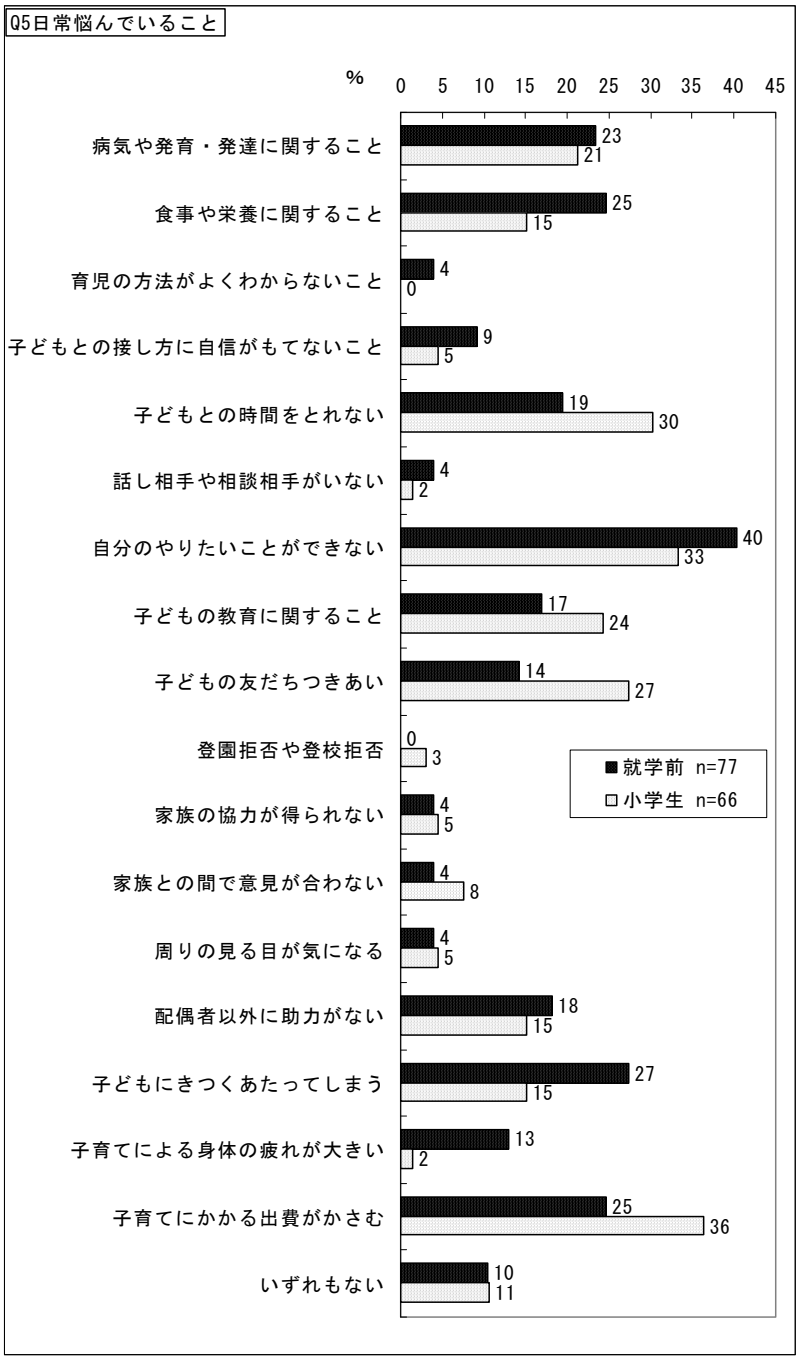

4）相談体制について

- 全体では86%が「相談相手・場所」があると回答していますが、「いない（ない）」との回答が８%ありました。
- 相談相手は「友人・知人」、「配偶者」が80%前後で、次いで「親や兄弟姉妹など」となっています。
- 配偶者の支え別では、当然ながら【支えになっている】グループは配偶者の割合が高くなっています。
- 相談相手、相談場所として希望することでは、「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会づくり」が第1位で34%です。
- 【就学前の子どもがいる家庭】の第1位は、「身近な地域で気軽に相談できる場所」です。
- 悩み等がある場合、身近な配偶者や友人・知人などに相談して問題を解決している様子が分かりますが、相談相手がいない方への対応が問題となります。

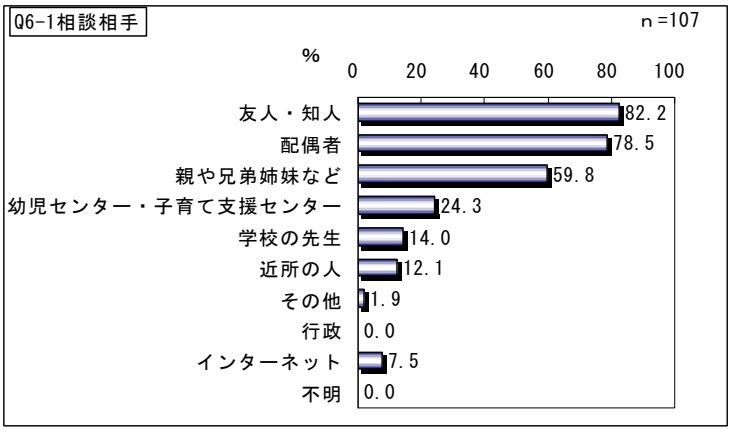

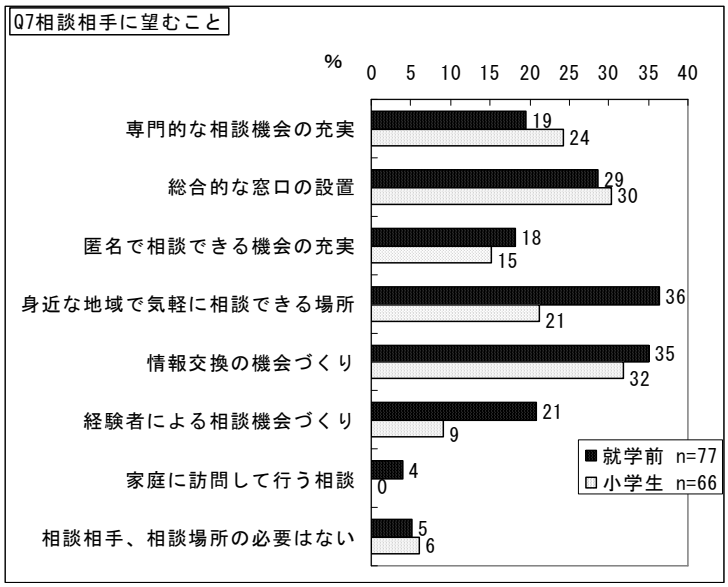

5）子育てしやすい町かどうか

- 本町が子育てしやすい町かどうかについてたずねたところ、「そう思う」が15%、「どちらかというとそう思う」が45%で、両方を合わせて「子育てしやすい」とすると、その割合は60%です。
- 配偶者が「支えになっている」と感じるグループは、「子育てしやすい」と感じる割合が高くなっています。
- 母親の就労別では、就労している場合、子育てしやすいとの評価は低くなっています。
- 町が子育てしやすいまちかどうかの評価については、個人的な問題も含め子育てについての悩みや不安の程度や、配偶者の支え具合などが、町の子育てのしやすさの評価にもつながっているように思われます。
- 今後は、このようにいろいろな問題を抱えている子育て中の保護者に、情報提供や個々に合った相談体制などの整備、保育サービスの充実などにより、子育て環境が向上することが望まれます。

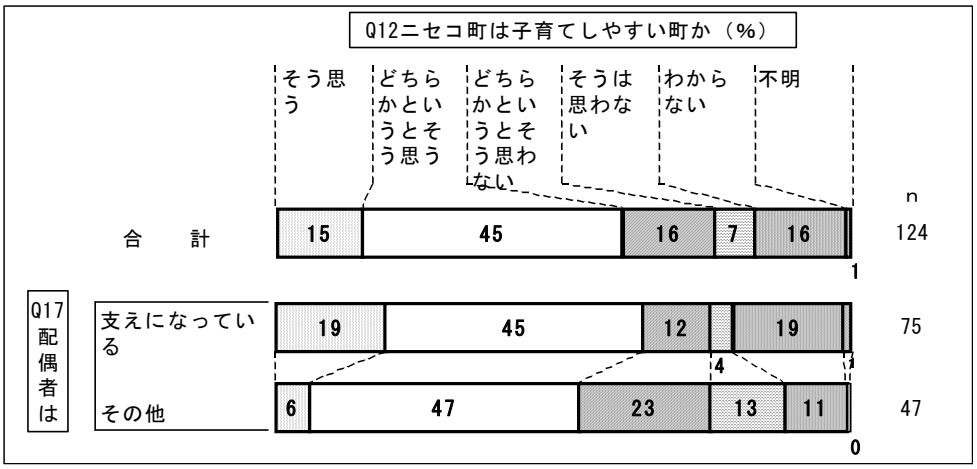

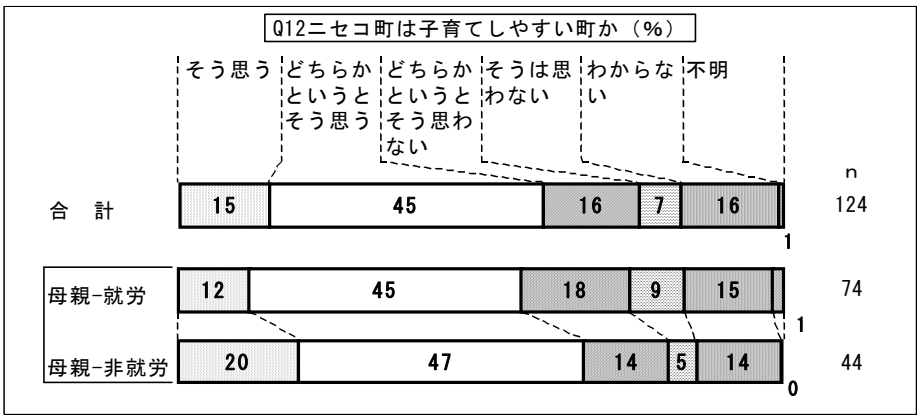

6）虐待について

- 虐待傾向に結びつきやすい経験等について、「特にない」との回答は40%です。
- 「子どものしつけには、ときには体罰も必要だと思う」と考えている人が、20%以上で、【小学生のいる家庭】では27%です。
- 「子育てがうまくいかず、ついつい自分を責める」との回答も20%近くあり、【就学前の子どものいる家庭】では25%です。
- 一度も手を上げることなく子育てするのは難しいかもしれませんが、親のゆとりのなさを合理化するために「しつけのため」と考え、体罰がエスカレートすることが懸念されます。「子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為は、すべて広い意味では虐待といえるのだ」と考えていく必要があります。
- 虐待傾向に結びつきやすい経験を多くもつ人は、子育ての不安や悩みとの関係でも、ストレスをより多く抱え込んでいる傾向にあり、親としての自信のなさや配偶者の非協力などがさまざまなストレスを生み出していることも考えられ、配偶者の協力はもとより、親であることの訓練の場やリフレッシュできる場などの提供が必要と思われます。

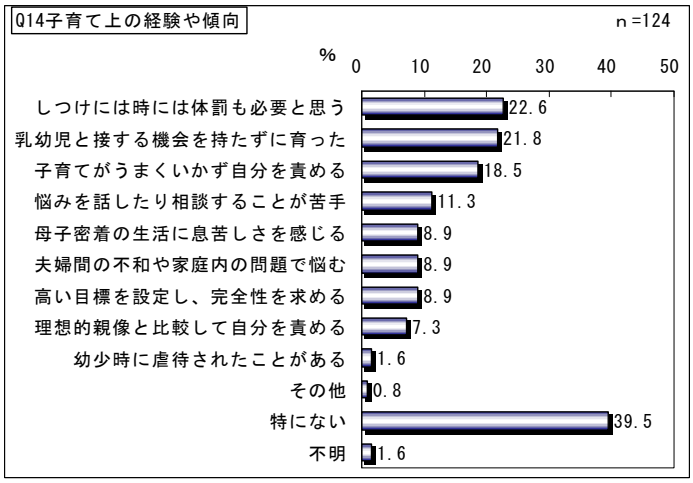

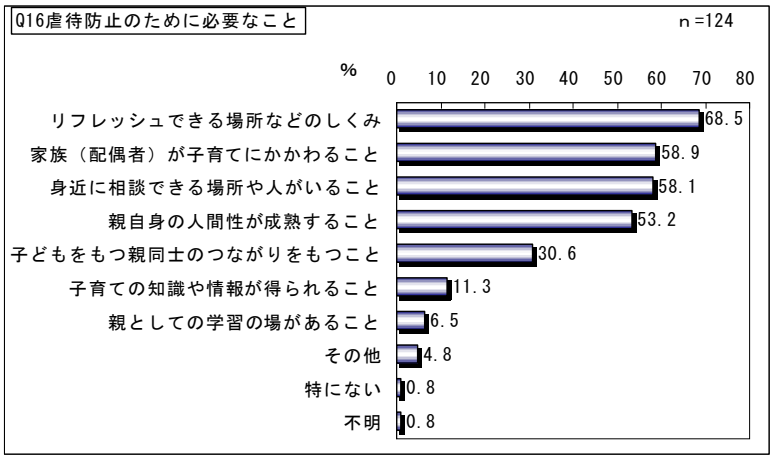

7）仕事と子育ての両立について

- 出産を機に54%が離職し、「継続的に働いていた」のは24%です。
- 離職した66人に保育サービス等が整っていたら継続していたかについてたずねたところ、約半数は「いずれにしてもやめていた」と回答していますが、24%が「職場において育児休業制度などの仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」と回答しています。
- 育児休業を利用したのは父親の利用１人を含んで18%にあたる22人です。しかし、出産前後の状況で継続的に働いていた30人についてみると、17人の母親が利用しており、その割合は57%になります。
- 利用時の子どもの月齢は、平均9.5か月、最大20か月、最小2か月です。
- 事業者の子育て支援行動計画が義務づけられたこともあり、育児休業を取得しやすい環境が整備されたと思われますが、パート・アルバイトの方が多い女性の就労形態を考えると、まだまだ厳しい状況といえます。
- 子育てしながら働くために重要なこととして、50%以上が選んだ項目は、「保育サービスや学童保育所などが充実していること」、「子どもや自分の病気やけがのときの保育サービスがあること」、「配偶者や家族の理解や協力があること」、「職場の理解や協力」でした。中でも、【就学前の子どものいる家庭】では、73%が「保育サービスや学童保育所などが充実していること」を両立のための重要要件と考えています。

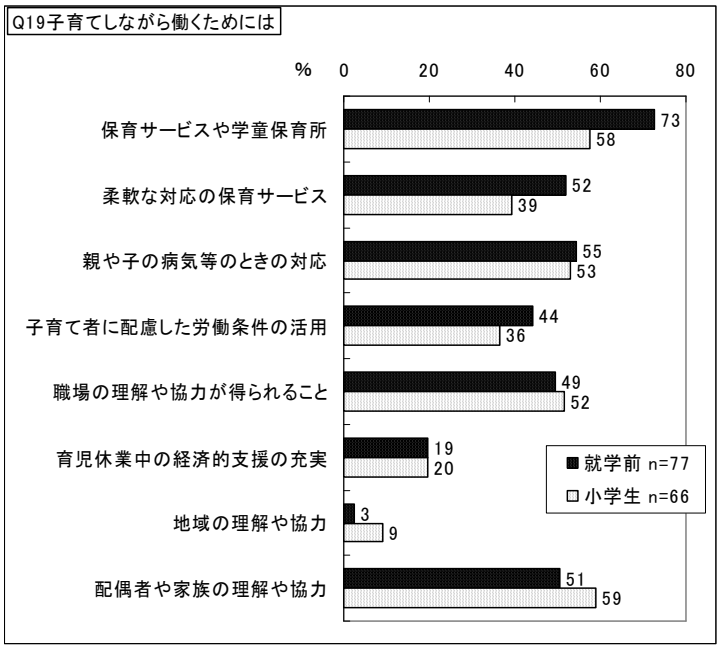

8）地域の子育て環境について

- 自主的な子育て活動への参加希望をみると、37%が参加したいと考えています。しかし、【就学前児童のいる家庭】での参加意向は46%と高い傾向がみられます。
- 子育て支援センターについては、「就学前児童のいる家庭」の40%が利用しており、平均5.8回/月の利用です。利用していない主な理由で、30%以上は「幼児センターを利用しているから」というものでした。
- 生活環境として、「子どもが遊べる公園・広場の整備」をで56%が望んでいます。次いで「道路の安全面（歩道や信号など)」、「子ども連れで利用しやすい公共施設」となっています。
- より充実を図ってほしい子育て支援サービスは、全体では「子育て世帯への経済的援助を拡充してほしい」が第1位です。この項目は【就学前の子どもがいる家庭】では第１位で65%ですが、【小学生がいる家庭】の第１位は「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」で56%です。

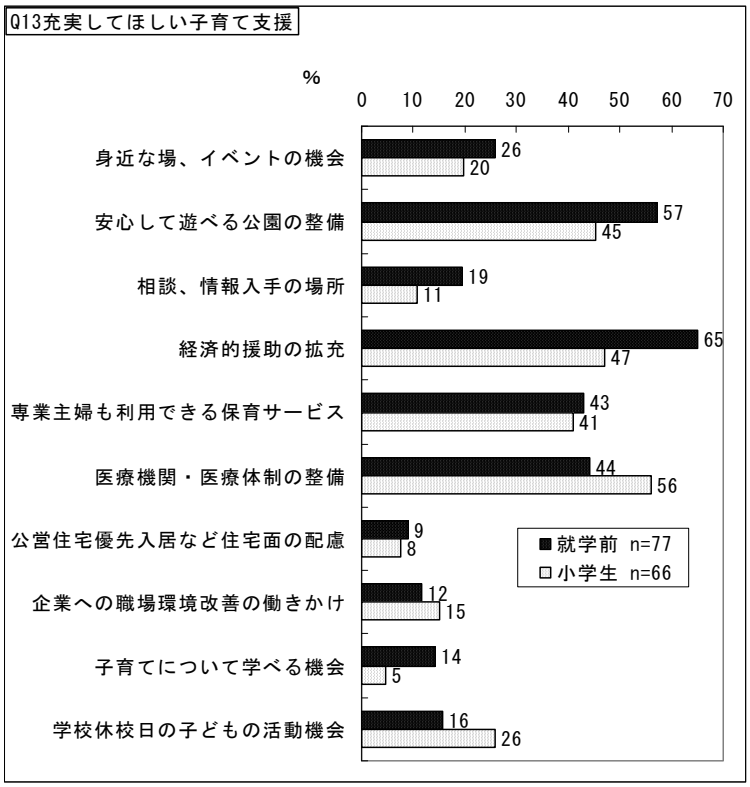

9）保育サービスについて

① 保育サービスの利用状況

- 3歳児・4歳児は100%が、5歳児は94%が保育サービスを利用しています。
- 利用者の57%が幼児センター(保育所)を、35%が幼児センター(幼稚園)を利用しています。
- 3歳以上では、44%が幼児センター(幼稚園)の利用です。
- 町外の幼稚園利用者は、51人中1人で、3歳児でした。

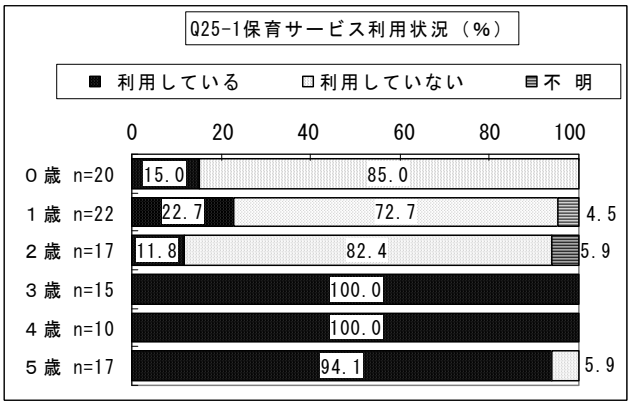

② 休日の利用希望

- 8%がほぼ毎週日曜日に保育サービスを利用したいと希望しています。
- 「月１～2回利用したい」22%を合わせると、30%になります。

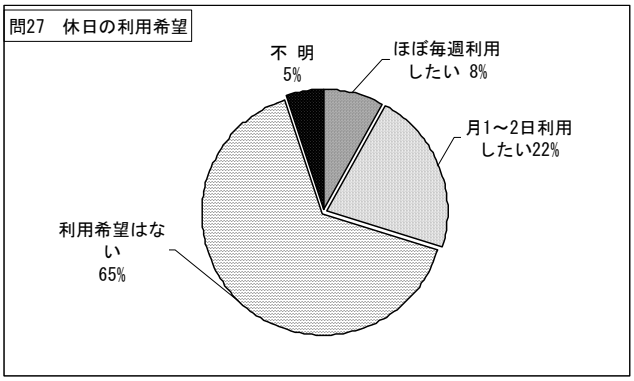

③ 病後児、緊急時やリフレッシュ時などの保育について

- 病後児保育については、ほとんどが父親か母親、親戚等で対応しており、できれば施設に預けたいとする人で回答のあった18人の平均日数は3.6日（年間）でした。
- 私用やリフレッシュのために一時預かりを利用したい人は51％で希望平均日数は2.5日/月でした。
- 子どもを泊まりがけで預けなければならない場合、親族・知人に預ける場合がほとんどですが、その中で2人が預けることは非常に困難であると回答しています。
- 人数は少数であれ緊急時に預けることが困難な子育て中の保護者にとって、保護者や家族では対応できないときの支援策が何らかの方法で保障されていることが、安心につながります。

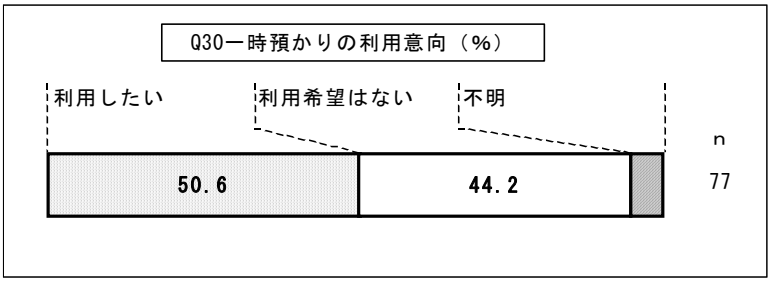

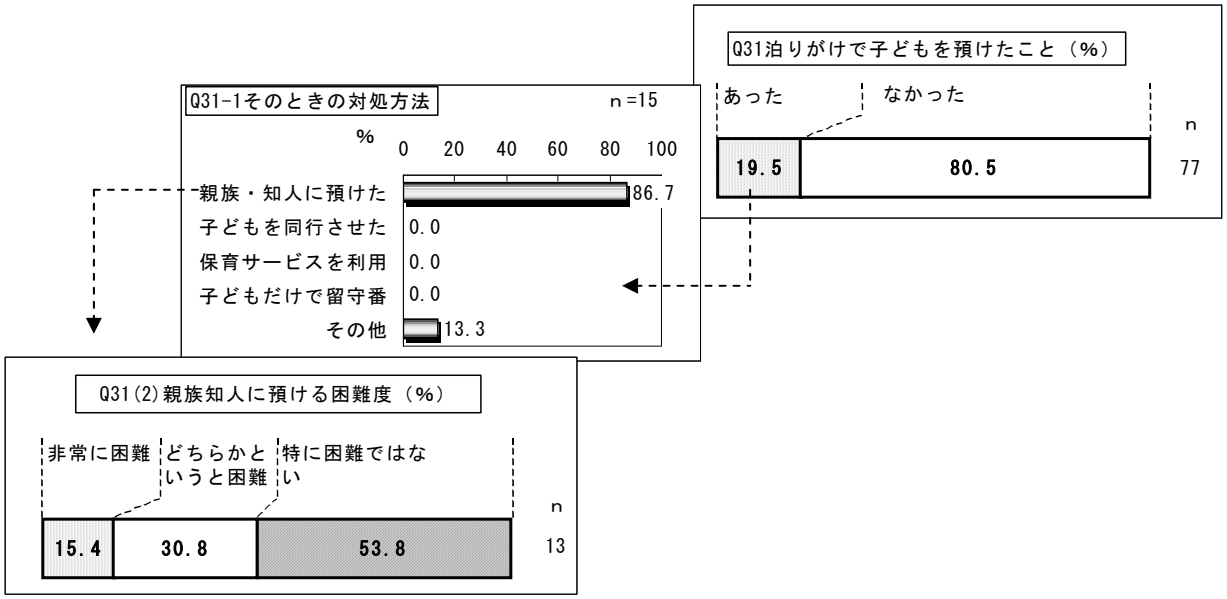

④ 学童保育所の利用について

- 学童保育所を利用している児童は「1～3年生」の30%にあたる11人で、3年生は0人でした。
- 各学年の児童数に対する利用者の割合をみると、1年生の利用者は42%です。

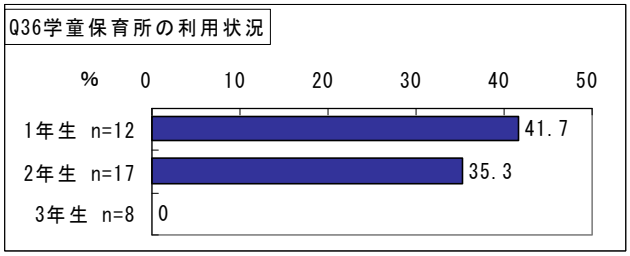

⑤ 放課後子ども教室の利用意向について

- 【放課後子ども教室】とは、すべての子どもを対象として、安心・安全な子どもの居場所を提供し、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動などの取組みをするものです。
- 放課後子ども教室の利用意向は40%を超えています。
- 利用希望者のうち「1～3年生」が64%、「4～6年生」が36%です。

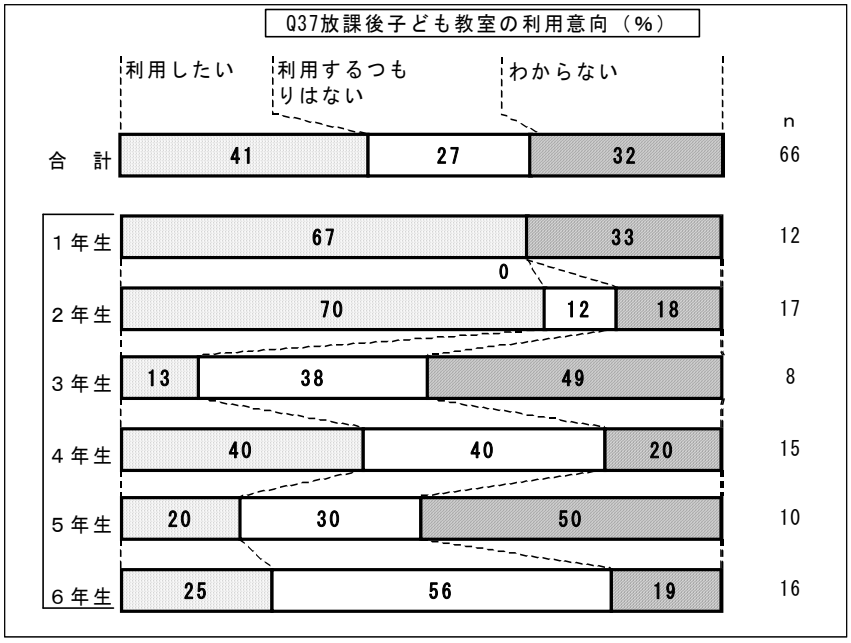

10）子ども（小学生児童）の日常生活について

- ほとんどの家庭で１日に１回は家族と一緒に食事をしていますし、朝食をほぼ毎日食べています。しかし、1家庭だけですが、子どもが朝食を週に1回くらいしか食べない家庭がありました。
- 携帯を持っているのは全学年で4人だけで、児童数78人の6%にすぎませんが、携帯電話の所持率は今後ますます増加することが考えられます。親と子がその利用の仕方についてはよく話し合い、顔をあわせてのコミュニケーションの大切さなどを考えていく必要があります。
- 家の手伝いの状況は、「ほぼ毎日」「週に4～5日」を合わせると32%になります。3人に1人はかなり手伝いをしているといえます。一方、「年に数回」と「まったくしない」が9%でした。家族のために必要な労働に参加することは、自分が他者のために役立つことを実感させる機会となります。
- 親子が「ほとんど話をしない」家庭は1家庭だけでした。どのような内容であれ、親子が日々ふれあい会話することが大切です。そのような中で、子どものことを知り、子どもも親の魅力を発見したり信頼を深めたりすることにつながります。
- 地域活動の参加状況では半数以上が「少年団などに参加」、21%が「子ども会や地域のイベントに参加」しています。一方、「特に参加しているものはない」が26%です。学校以外の地域の活動などに参加し、異年齢の人々と交流することが、子どもが地域で豊かに育つことにつながります。
- 子どもたちが社会性のある人間として自立するためには、家の手伝いや多くの人とのふれあい体験を豊かにすることが重要であり、積極的に家の手伝いをしたり、地域の行事などへ参加したりする児童が増えることが期待されます。

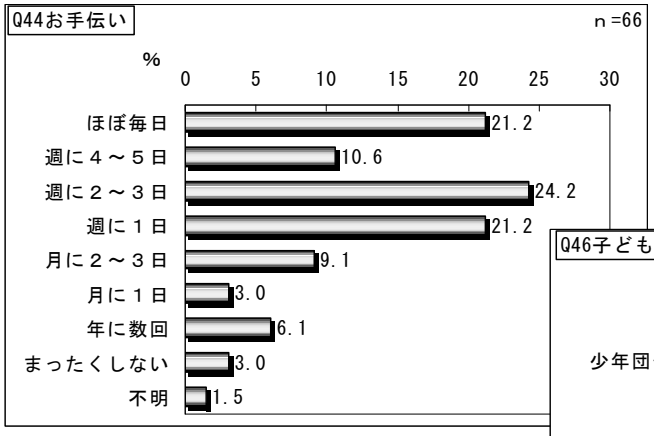

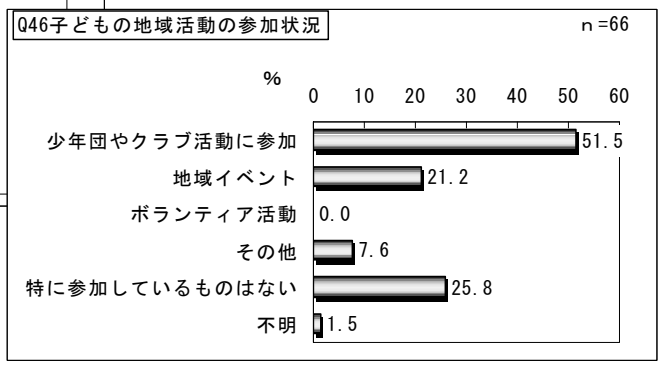

2 国の少子化対策の経緯

平成	国の政策動向	摘 要
2年	1.57 ショック	平成元年の合計特殊出生率(1.57)が昭和 41 年丙午の 1.58 を下回り、少子化問題が注目され始める。
6年	エンゼルプラン(7～16 年度)	初めての国定計画。これを機に、市町村で保育・子育て支援サービスの拡充が進む。市町村エンゼルプランの策定を促進。
	緊急保育対策等5か年事業 (7～11 年度)	保育サービスに数値目標を設定。5 年間で延長保育実施箇所数3倍、地域子育て支援センター設置数 8 倍などの成果。
7年	育児休業給付の開始	賃金の 25%支給。
9年	母子保健事務の移譲	母子保健事務が都道府県から市町村へ移譲。市町村は母子保健計画(平成 9～13 年度)を策定。
10 年	保育所入所方法の見直し	措置制度から契約制度へ。
11 年	少子化対策推進基本方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」など 6 項目を決定。
	新エンゼルプラン (12～16 年度)	「少子化対策推進基本方針」の重点施策の具体的実施計画。保育だけでなく、相談、教育など計 20 項目の数値目標を設定。一時保育実施箇所数 8 倍、ファミリー・サポート・センター設置数 5 倍などの成果。
12 年	健やか親子 21 (13～22 年度)	局長委嘱による「健やか親子21検討会」の報告書。市町村計画の策定を促す。「子育てに自信が持てない母親の割合の減少」など 60 項目強の数値目標。計画期間の 26 年度までの延長が決定。
13 年	待機児童ゼロ作戦 (14～16 年度)	保育所受入児童数を平成 14～16 年度の 3 年間で 15 万人増が目標。15 万人増は達成。待機児童数は 16 年度から減少に転じた。
14 年	少子化対策プラスワン	総理指示を受けた厚生労働省の「提案」。「男性を含めた働き方の見直し」など労働部門を重視。
15 年	次世代育成支援に関する当面の取組方針	「少子化対策推進関係閣僚会議」が「少子化対策推進基本方針」の「もう一段の対策」として閣議決定。女性 8 割、男性 1 割の育児休業取得率など労働部門にのみ数値目標を設定。
	少子化社会対策基本法	少子化対策の理念を法定。内閣府への少子化社会対策会議の設置や、地方公共団体の少子化対策の策定・実施責務、事業主の雇用環境整備の努力責務も規定。
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援に関する10年間の時限立法。市町村や従業員 300 人以上の事業主に行動計画策定を義務化。
16 年	少子化社会対策大綱	少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むために、「3 つの視点」と「4 つの重点課題」、「28 の具体的行動」を提示。
17 年	子ども・子育て応援プラン (17～21 年度)	少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画。「全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる」など「目指す姿」を描き、「中学校区に1か所以上の子育て拠点施設」などそれに対応した数値目標を掲げる。
18 年	「新しい少子化対策について」	少子化社会対策会議決定。これに基づき、19 年度から、①3歳未満児の児童手当引き上げ、②こんにちは赤ちゃん事業の実施、③育児休業給付率の引き上げ、④放課後子ども教室、放課後児童クラブの予算拡充(放課後子どもプラン)、⑤事業所内託児施設設置への税制優遇措置などを実施。

平成	国の政策動向	摘　要
19 年	認定こども園制度の開始	認定こども園は、①幼稚園と同様の4時間程度の教育、②保育に欠ける子に対する8時間程度の長時間保育、③通園児に限定しない地域子育て支援事業の3項目が要件。平成 21 年4月現在で全国 358 カ所。
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	少子化社会対策会議決定。就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として取り組む。
	仕事と生活の調和憲章・行動指針	ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定。「10 年間で週労働時間 60 時間以上の雇用者を半減」など 14 項目の数値目標を設定。
20 年	新待機児童ゼロ作戦	「仕事と生活の調和行動指針」の数値目標のうち、10 年後に①3歳未満児への保育サービスの提供割合を 38%に（現行 20%）、②小学1年～3年生の放課後児童クラブの提供割合を 60%に（現行 19%）という2つの目標を目指し施策展開。
	5つの安心プラン	社会保障の機能強化のための緊急対策。閣議決定。5つの柱のうち1つを次世代育成支援とし、家庭的保育（保育ママ）の制度化のための児童福祉法等改正など、緊急対策を盛り込む。
	社会保障国民会議最終報告	社会保障国民会議は、閣議決定により開催された有識者会議。少子化対策は未来への投資とし、国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的追加コストは 1.5～2.4 兆円と推計。
	持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」	社会保障国民会議最終報告をふまえ閣議決定。子育て支援の給付・サービスの強化を明記。使途を明確にして消費税増税で賄う。
	新しい「青少年育成施策大綱」	青少年の健やかな成長を保障する社会を実現するため、4 つの課題に重点的に取り組む。①健やかな成長の基礎形成のための取組、②豊かな人間性を育み、社会で生きる力と創造力を身に付けていくための取組、③困難を抱える青少年の成長を支援するための取組、④青少年の日々の生活を支える環境整備のための取組
21 年	社会保障審議会少子化対策特別部会　第1次報告	「保育の必要性を市町村が認定し、保育が必要と判断された利用者と保育園が公的保育契約を締結する『新たな保育の仕組み』」を提案。
	子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者育成施策の総合的推進のための枠組み整備。 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備。
22 年	子ども・子育てビジョン （22～26 年度）	今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンとして策定（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）。 これまでの少子化対策では、真に子ども・若者のニーズや不安、将来の希望に応える政策を生み出すことができなかったとの反省に立ち、従来からの施策とともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく施策など新たな展開を図る。 子ども手当等の支援と教育・保育サービスを車の両輪として組み合わせ、子ども・若者子育てを応援する社会をみんなで作り上げることを目指す。

３ ニセコ町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

○ニセコ町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 15 年 10 月 6 日
訓令第 72 号

(設置)

第 1 条　次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項に基づくニセコ町行動計画の作成に当たって、地域における子育てや子育て支援活動等地域における次世代育成支援対策に必要な事項を協議するため、同法第 21 条第 1 項の規定に基づくニセコ町次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(委員)

第 2 条　協議会は、10 名以内の委員で構成する。

2　委員は、次に掲げる関係機関等の中から町長が委嘱する。

(1)　事業主

(2)　子育てに関する活動を行う団体

(3)　保健・福祉関係者

(4)　教育関係者

(5)　行政関係者

(6)　公募委員

(会長及び副会長)

第 3 条　協議会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は委員の互選により選出する。

3　会長は協議会の会議の議長となり、会務を統括する。

4　副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第 4 条　会長は必要に応じて、会議を招集する。

2　協議会は、必要に応じて関係者を出席させて、その意見を求めることができる。

(庶務)

第 5 条　協議会の庶務は、保健福祉課に事務局を置いて行う。

(その他)

第 6 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

4 ニセコ町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

所　　属	職　名	氏　　名
ニセコ町幼児センター	園　長	加　藤　優　二
ニセコ町幼児センター	子育て推進員	四　方　　薫
あそぶっくの会	代　表	新　谷　典　子
社会福祉協議会	会　長	竹　内　　弘
主任児童委員		佐々木涼子
ニセコ小学校	校　長	金　澤　雅　志
ニセコ小学校ＰＴＡ	会　長	鎌　田　浩　一
公　募　委　員		斉藤うめ子
学　校　教　育　課	課　長	横　山　俊　幸
保　健　福　祉　課	課　長	佐　竹　　功
事　　務　　局		保健福祉課福祉係